

厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業

医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置等に関する調査研究

(実施事業者:PwCコンサルティング合同会社)

事例集

～「医療的ケア児支援センター」やその機能の一部を
担いうる専門人材の配置等に係る自治体の取組について～

• 岐阜県	1
• 香川県	4
• 長野県	8
• 青森県	22
• 富山県	25
• 高知県	28
• 奈良県	32
• 福岡県北九州市	35
• 東京都世田谷区	38
• 茨城県つくば市	41
• 北海道札幌市	44

【留意事項】
本事例集は、令和3年7月から令和4年1月にかけて実施したヒアリング調査の結果等に基づいて作成しています。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたのは令和3年9月18日であり、各事例(各自治体)の取組内容は必ずしも同法に沿ったものとは限らないことを予めご了承ください。

岐阜県：県内4か所に医ケア児支援の拠点を設置。看護師資格保有者が医ケア児家族や支援者を支援

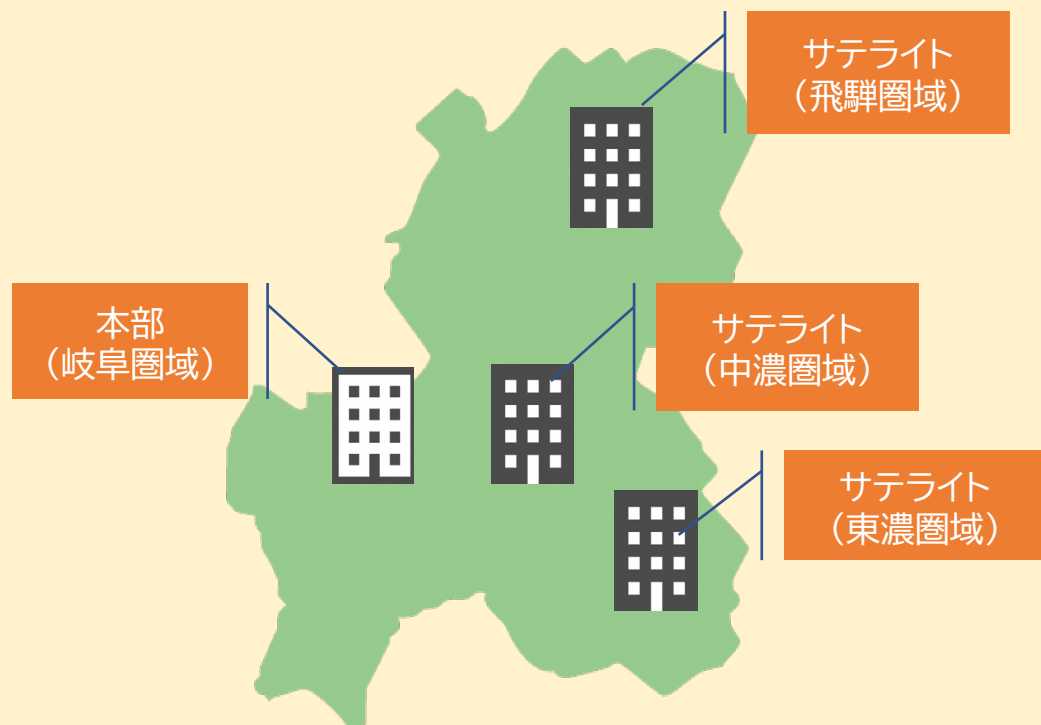
特徴

- 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」を運営
- センターは、「サテライト」を含めて県内に4箇所設置し、**全県的に支援へのアクセスを確保**
- 医療的ケア児家族への相談対応や、地域の支援者の支援、人材育成等を実施
- **看護師資格保有者が相談員として対応**

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約197万人
18歳未満人口（令和2年7月1日時点）	約30万人
医療的ケア児数（令和元年6月時点）	187人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

体制



概要

重症心身障がい在宅支援センター「みらい」

活動開始年度	平成27年度
組織・機関の運営主体	岐阜県看護協会
活動拠点	本部1か所・サテライト3か所 (県内5圏域のうち4圏域について各1か所)
活動人数	相談員4名 (1拠点につき1名)
1年あたりの支援件数	約200件
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の相談事例への対応 ・ 家族支援 ・ 支援者向けの支援 ・ 人材育成 ・ 医療機関との連携 等
組織・機関の特徴	看護師資格保有者が相談に応じており、医療の知識・経験も活かしつつ対応

岐阜県：県内4か所に医ケア児支援の拠点を設置。看護師資格保有者が医ケア児家族や支援者を支援

主な活動

■個別の相談事例への対応

- ・ 医療的ケア児家族からの電話相談に対応
- ・ 時にはご自宅に赴いて相談に応じる場合もある

■家族支援

- ・ 圏域単位の家族交流会の開催
- ・ 医ケア児家族向けの機関誌の発行 等

■支援者向けの支援

- ・ サービス事業所、医療機関、訪問看護ステーション等からの相談にも対応
- ・ 相談内容(例)
 - 「本人の成長に伴ってどのようなサービスを提供するのがいいか」
 - 「家族による医療的ケアが難しい場合の対応について」 等

■人材育成

- ・ 多職種研修の実施
 - 平成29年度以降毎年開催し、各回約70～90名が受講
 - 障害児支援に係る事例検討会を併せて実施
 - テーマは「障害児の在宅支援の質の向上」を基本に各回ごとに設定

■医療機関との連携

- ・ 退院時のカンファレンスへの出席
- ・ 障害児の受診時に同席して医師の説明を聞き、その内容を訪問看護サービス事業所に情報提供 等

活動の成果

- 医療的ケア児家族からの相談にワンストップで対応できる窓口を確保
- 支援者を支援する「間接支援」機能を発揮
- 専門性が問われる事例についても対応が充実
- 医療的ケア児家族間の交流の促進

活動に係る課題

- センターの活動に関する県民向け広報の充実
- 現在活躍しているコーディネーターの「後進」にあたる人材の育成
- コロナ禍に伴って対面での支援活動が制限されていること 等

自治体における今後の施策展開方針

- 関係部署との連携を通じて、通園や小・中・高校への通学の支援を充実
- 医療的ケア児家族から要望の強い「医療型短期入所事業所」について補助事業の実施等を通じて施設整備を推進
- 岐阜大学医学部に設置している小児在宅医療教育支援センターと連携した成人期への移行にかかる支援の充実

岐阜県 (参考) 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」 広報用リーフレット

【重症心身障がい在宅支援センター事業】



みらいとは…

誰にでも輝くみらいがある。
誰もが主役！あなたが最高！
キラキラ光るみらいに飛び立てよう
支援していきたい…
そんな思いで名付けられました。

【開所日】

- 岐阜本所 2015年4月10日
- 飛騨サテライト 2018年6月10日
- 中濃サテライト 2019年4月24日
- 東濃サテライト 2019年4月26日



岐阜県看護協会

重症心身障がい在宅支援センター

■岐阜本所 重症心身障がい在宅支援センター みらい
岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館1棟5階 TEL 058-275-3234
携帯番号 080-8979-7063
Email mirai@gifu-kango.or.jp
【利用曜日及び時間】 月～金曜日 9:00～17:00
【休館日】 土・日曜日・祝祭日 年末・年始

■飛騨サテライト
飛騨市古川町若宮2丁目1-60
飛騨市役所 ハートピア古川内 1階
TEL 080-8257-7552
【利用曜日及び時間】 火・木曜日 9:00～16:00
(開所日以外は上記本所で対応いたします。)

■中濃サテライト
可児市広見1丁目1番地 可児市役所 1階
TEL 080-8979-7062
【利用曜日及び時間】 火・木曜日 9:00～16:00
(開所日以外は上記本所で対応いたします。)

■東濃サテライト
多治見市青羽町1丁目233番地
多治見市役所 東北庁舎 2階
TEL 080-8979-7064
【利用曜日及び時間】 火・木曜日 9:00～16:00
(開所日以外は上記本所で対応いたします。)

【ホームページ】 <http://www.zaitaku-mirai.jp>



重症心身障がい在宅支援センター

みらい はこんな活動をしています。

SUPPORT

1 安心して在宅での生活が送れるように支援しています。

- サポートデスクの設置
 - ご本人、ご家族から在宅生活でのお困りごと話を聞いてほしい… 教えてほしい… など
 - 医療・福祉施設などからスタッフ教育のご依頼、利用者、他職種等の関係調整指導のご依頼 など

PERSON

3 人材育成の支援をしています！

- 小児在宅支援研修会 ● 出前講習
- 同行訪問による看護技術などの指導

医療依存度の高い障がい児を支えるため、訪問看護師などが必要な知識・技術を学び、質の高い看護が提供できるよう支援しています。

ご相談の流れ



「みらい」へのご相談は…

直接来所 お電話・FAX

メール ホームページ

より受け付けています。

ご相談のメリット

- サポートデスクの設置
- 気軽に相談ください！
- スタッフ一同の見える関係づくりを一番大切に考えています。
- ご相談・自宅施設訪問 出前講習・同行訪問など すべて無料！

香川県：医療的ケア児等支援センターを開設してワンストップ窓口を確保。「支援者」への支援も充実

特徴

- 香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」を開設
- 主な役割は「相談支援体制の構築」「支援者の養成・人材育成」「関係機関等との体制の構築」
- 市町を含む支援者の支援や関係者間の連携構築に力を発揮している

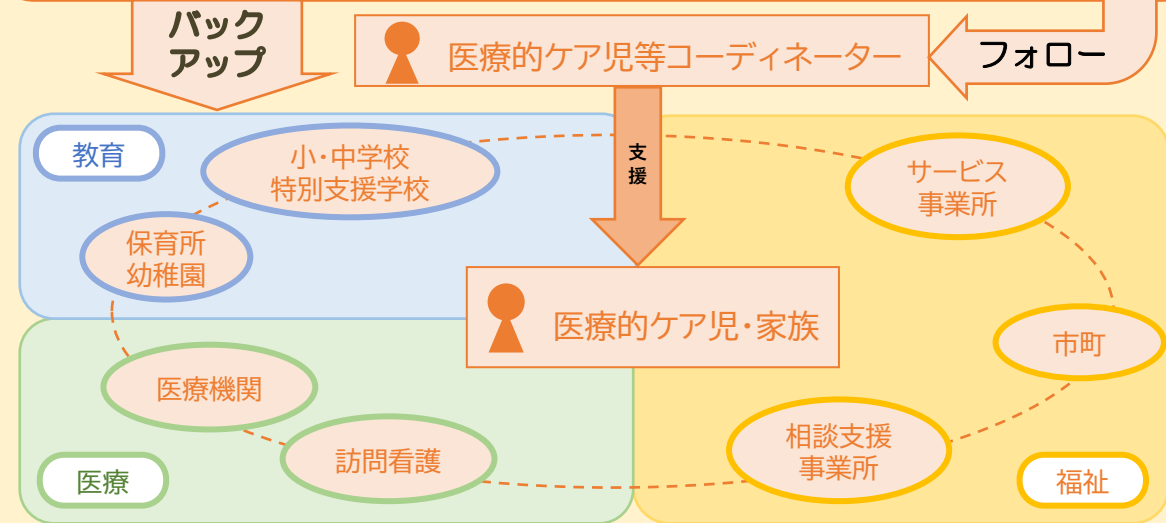
自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約95万人
18歳未満人口	不明
医療的ケア児数（令和2年3月時点）	160人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

体制

香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」

- | | | |
|---|---|---|
| 【医療的ケア児・者、家族、支援者の相談対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児・家族、支援者向けの相談対応 ・ 好事例や社会資源の情報収集・提供 ・ 必要な資源やサービス、適切な支援者の紹介 ・ 個別事例対応にあたっての助言、協働 等 | 【支援者の養成・人材育成】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者養成研修 ・ コーディネーター養成研修 ・ フォローアップ 等 | 【地域づくりや支援体制の構築】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、啓発活動 ・ 関係機関との連携 ・ 市町の要望に応じた「協議の場」への出席 等 |
|---|---|---|



概要

医療的ケア児等支援センター「ソダテル」

活動開始年度	令和3年度
組織・機関の運営主体	一般社団法人 在宅療養ネットワーク
活動拠点	1か所
活動人数	センター長 1名 相談員 2名 相談支援専門員 1名 事務員 1名
支援件数	約71件 (令和3年4月から令和4年1月末までに新規で受け付けた相談件数)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児・者やその家族、支援者の相談対応 ・ 支援者の養成、人材育成 ・ 関係機関との連携促進、支援体制の構築 等
組織・機関の特徴	現在は市町村と協働して事例対応。将来的には市町村の「バックアップ」への特化を目指す

香川県：医療的ケア児等支援センターを開設してワンストップ窓口を確保。「支援者」への支援も充実

主な活動

■医療的ケア児・者やその家族、支援者の相談対応

- ・ 県内の医療的ケア児・者やその家族、支援者からの相談に対応
 - 相談受付はホームページのメールフォームや電話による
 - 受け付け後は、相談者の希望に合わせて、メールや電話、センターへの来訪、家庭訪問、WEB会議等に対応
- ・ 個別事例への助言、ケース会への参加、個別事例に同行しての支援
- ・ 関係機関や連携先、支援者の紹介
- ・ 好事例や社会資源の情報収集・提供
 - 情報配信サービス「ソダテルねっと」にて登録者へ月1回程度情報配信

■支援者の養成、人材育成

- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施
 - 令和3年度は1回開催(36名修了)
- ・ 医療的ケア児等支援者養成研修の実施
 - 令和3年度は1回開催(21名修了)
- ・ フォローアップ研修の実施
 - 令和3年度はオンデマンド配信を行い75名が視聴
 - 講師：医療型短期入所施設「かがやきキャンプ」施設長
 - テーマ：「療育者に知ってほしい発達の仕組みと日々のかかわり」

■関係機関との連携促進、支援体制の構築

- ・ 医療的ケア児等支援に関する講演会の開催(令和4年6月頃に開催予定)
- ・ 県や障害福祉圏域の自立支援協議会等「協議の場」への出席、助言指導

活動の成果

- 相談対応のワンストップ窓口を確保
- 支援者が自身も支援を受けながら医療的ケア児家族を支援する体制の確保
- 情報配信サービス「ソダテルねっと」の配信を開始した結果、医療的ケア児・者やその家族、支援者に向けて、随時の情報提供が可能となった

活動に係る課題

- 支援者の地域的な偏在の解消
例)過疎地や島しょ部では医療的ケア児等コーディネーターが少ない 等
- 地域の特性に応じた支援体制づくり
- センターによる支援の質の維持・向上のための人材育成

自治体における今後の施策展開方針

- 医療機関等に対するセンターの認知度向上
- 多職種、他機関連携のさらなる推進
 - ・ コーディネーターのフォローアップ、バックアップ
- 県内のどの地域でも医療的ケア児・者が生活しやすい体制づくり
 - ・ 地域によって医療的ケア児や支援者、事業所の分布に違いが大きい。圏域や市町の「協議の場」にコーディネーター等が出席、助言して、支援の質の平準化を図る。
- 成人後の居場所の確保の必要性に向けた将来的な検討

安心して暮らすという
当たり前の願いを叶えたい

医療を必要とする子どもたちが、香川県17市町どこの地域にもあたりまえに暮らしています。

地域という身近な単位で、連携を重視した総合的な支援の環境を早期に整え、専門的支援につなげることで、医療を必要として育つ子どもたちとその家族だけでなく、誰もが望む、「安心して暮らす」という願いに応えています。

子どもは地域で育つ

すべての子どもの成長待ったなし！
どんな小さな声も置き去りにできません。
すべての子どもを大切に育てることが、持続可能な地域への大きな財産です。
地域力を最大限に発揮し、これから生まれてくる子どもたちへつなげていきます。

※医療的ケア児等総合支援事業として、香川県の委託を受けて活動しています。



ここには
選択肢があります

医療的ケアを必要とする方、そのご家族や支援者のみなさんが、前が見えなくなったときのための窓口がここにあります。

まずはご相談ください。
地域の手を借りることで霧が晴れていくように目の前が明るくなるかもしれません。

香川県医療的ケア児等支援センター

「ソダテル」



医療的ケア児等やその家族が
地域に生まれ
共に生きる社会づくりに
貢献してまいります

ご相談窓口

香川県医療的ケア児等支援センター
「ソダテル」

(一般社団法人 在宅療養ネットワーク内)

〒760-0068 高松市松島町2丁目12番8号

TEL 087-802-2237 (代表)

携帯 070-1566-6455 (直通)

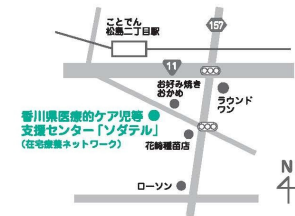
<https://raiseup.or.jp/>

メールでのお問い合わせは
ご相談フォームからどうぞ



〈受付時間〉月～金 9:00～17:00

メールは24時間いつでもお送りください。
こちらでの確認は受付時間内になりますが、
翌日にはお返事いたします。



どんなことを
おこなうの？



1. 医療的ケア児等がいつでもどこでも相談できるシステムをつくる
2. 医療的ケア児等を支える支援者を育てる
3. 医療的ケア児等とその家族が安心して暮らせる地域づくり

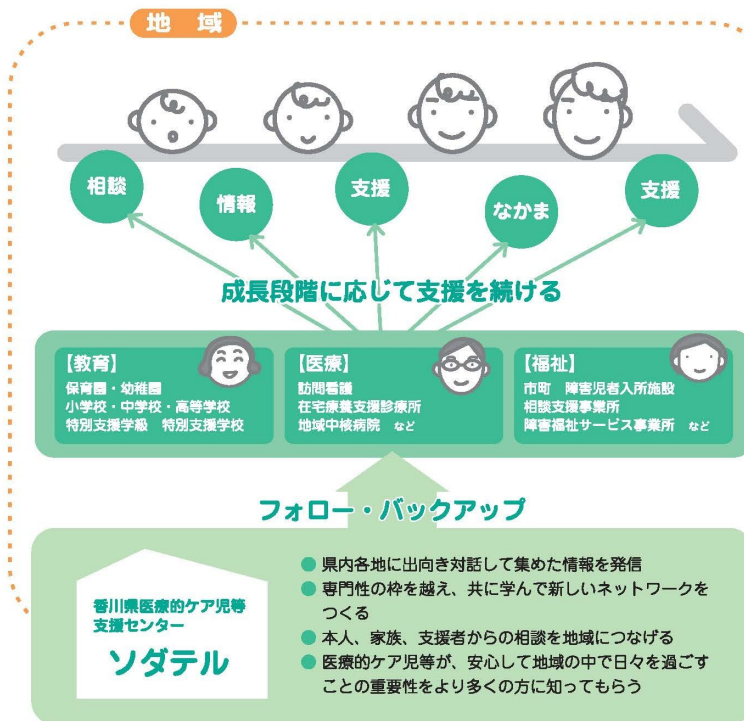
ソダテルのスタイル

県内各地に出向いて、医療・福祉・教育・保健センター等に協力を呼びかけながら、ネットワークを構築していきます。

- ① それぞれの地域の中で → 人間関係
関係者が対話する機会 (尊重し合える関係)
- ② それぞれの地域にあった → 良いアイデアや
解決策をみんなで考える 気付き
- ③ そこで生まれた → 助け合うことで
解決策をみんなで実践する 新しい挑戦
- ④ 成果の実感 → 信頼関係が高まり
関係性の質を高める

「ソダテル」には、話せる人がいます

医療的ケアを必要とする方とその家族や支援者の総合的な相談窓口となり、
情報提供や助言など、成長のどのタイミングにおいてもきめこまかに対応します。



医療的ケア児者・ご家族・支援者のみなさま

「ソダテルねっと」って何？

「ソダテルねっと」では、「医療」「教育」「暮らし」などライフステージにあった各分野の情報をメールにてお届けいたします。

みなさまの健やかな成長、自分らしい暮らし方に向けて、全国各地域で実情に合わせた様々な取り組みが行われています。そういった情報を皆様にお届けしていきます。

また、ご登録いただいた皆様から、知りたい情報のリクエストを頂くこともできます。

※ 皆さまからのメールは、「ソダテルねっと」担当者だけに届きます。
お返事は、担当者から個別に対応させていただきます。
他の方との直接的な、やり取りはできません。

どんな人が登録するの？

医療を必要とするお子様から成人の方、ご家族や支援者の方に、ご登録いただけます。

※いただいた情報は、香川県健康福祉部障害福祉課と共有させていただきます。

ご登録はこちらから



☆ソダテルねっと 受付フォーム☆

1. 受付フォーム URL から登録
<https://forms.gle/evzUNy939mTAiaWRA>

2. QR コードから登録



3. ソダテルホームページのリンクから登録
<https://raiseup.or.jp/>

※ご入力いただきました個人情報は、下記の目的で利用いたします。

- (1) 『ソダテルねっと』情報発信のため
 - ・ライフステージに応じた就園・就学・就労に関する情報
 - ・在宅サービスに関する情報等
- (2) ソダテルからお知らせ発信のため

メールアドレスの変更・退会をご希望の方は、下記までご連絡ください。

香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」

TEL:087-813-0782

Mail:info@raiseup.or.jp

長野県：コーディネーターを支援する「スーパーバイザー」を配置し重層的支援体制を構築

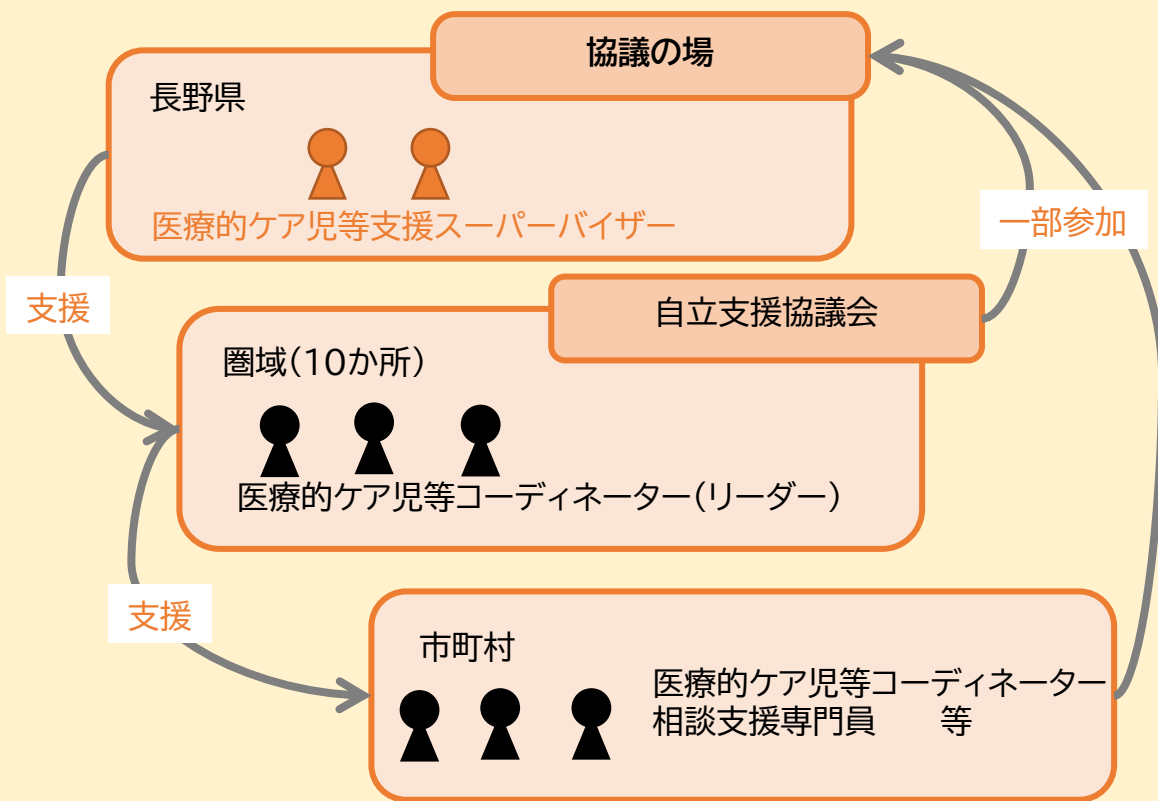
特徴

- 「医療的ケア児等支援スーパーバイザー」を配置
- スーパーバイザーが医療的ケア児等コーディネーター等支援者を支える重層的な支援体制
- スーパーバイザーを医師と患者家族が務めることで多様な支援ニーズに対応

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約202万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約30万人
医療的ケア児数（令和元年4月時点）	508人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	2人

体制



概要

医療的ケア児等支援スーパーバイザー

活動開始年度	平成30年度
組織・機関の運営主体	長野県
活動拠点	県本庁
活動人数	2名（患者家族および小児科医師）
1年あたりの支援件数	約20件
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域のコーディネーターのバックアップ 人材育成 各圏域の関係者等のコーディネート 圏域間の情報共有の促進 協議の場への参加 等
組織・機関の特徴	2名のスーパーバイザーは、医師と患者家族というそれぞれの経験や知識を活かして役割分担しながら活動している

長野県：コーディネーターを支援する「スーパーバイザー」を配置し重層的支援体制を構築

主な活動

■各圏域のコーディネーターのバックアップ

- 個別事例への対応に関して助言
- 国の動向や各種制度等について情報提供
 - 制度の変更点等をわかりやすく整理・共有(実際に共有された資料の一例として別紙1)

■人材育成

- 様々な対象者に向けて人材育成研修を実施(「参考③」を参照)
 - 医療的ケア児等支援者ブラッシュアップ研修
(対象:医療的ケア児等の直接支援にあたる支援者(医療的ケア児等コーディネーターを含む))
 - 医療的ケア児等コーディネーター連絡会
(対象:医療的ケア児等コーディネーター)
 - 救急シミュレーション研修会
(対象:通所事業所、学校等で医療的ケア児支援にあたる支援者、教職員等)

■各圏域の関係者等のコーディネート

- 圏域内で支援者同士を紹介して連携を促進

■圏域間の情報共有の促進

- 県内の取組のうち好事例にあたるものを圏域を超えて紹介、共有

■協議の場への参加

- 県の「協議の場」に出席し、県内の医療的ケア児の状況やその支援の実態を情報共有
- 支援施策の立案に向けて日頃の支援活動を踏まえた意見を発信

■その他

- 災害対策の一環として市町村による個別避難計画策定の支援を実施
例)計画策定に向けた作業ステップを解説する「フローチャート」の作成・配布

活動の成果

- 支援者を支える仕組みが整い、「支援者が孤立しない環境」を確保
- 関係機関の間における情報共有や連携の促進
- 職種を超えた協働の促進

活動に係る課題

- 現在活躍しているスーパーバイザーの「後進」にあたる人材の育成
- スーパーバイザーの属人的な知見や経験、人脈に依存した体制からの脱却
- 圏域間の格差を解消するための交流機会等の創出
- 事例対応について、地域のコーディネーターと「協働」する仕組みから「バックアップ」へ特化した仕組みへの移行

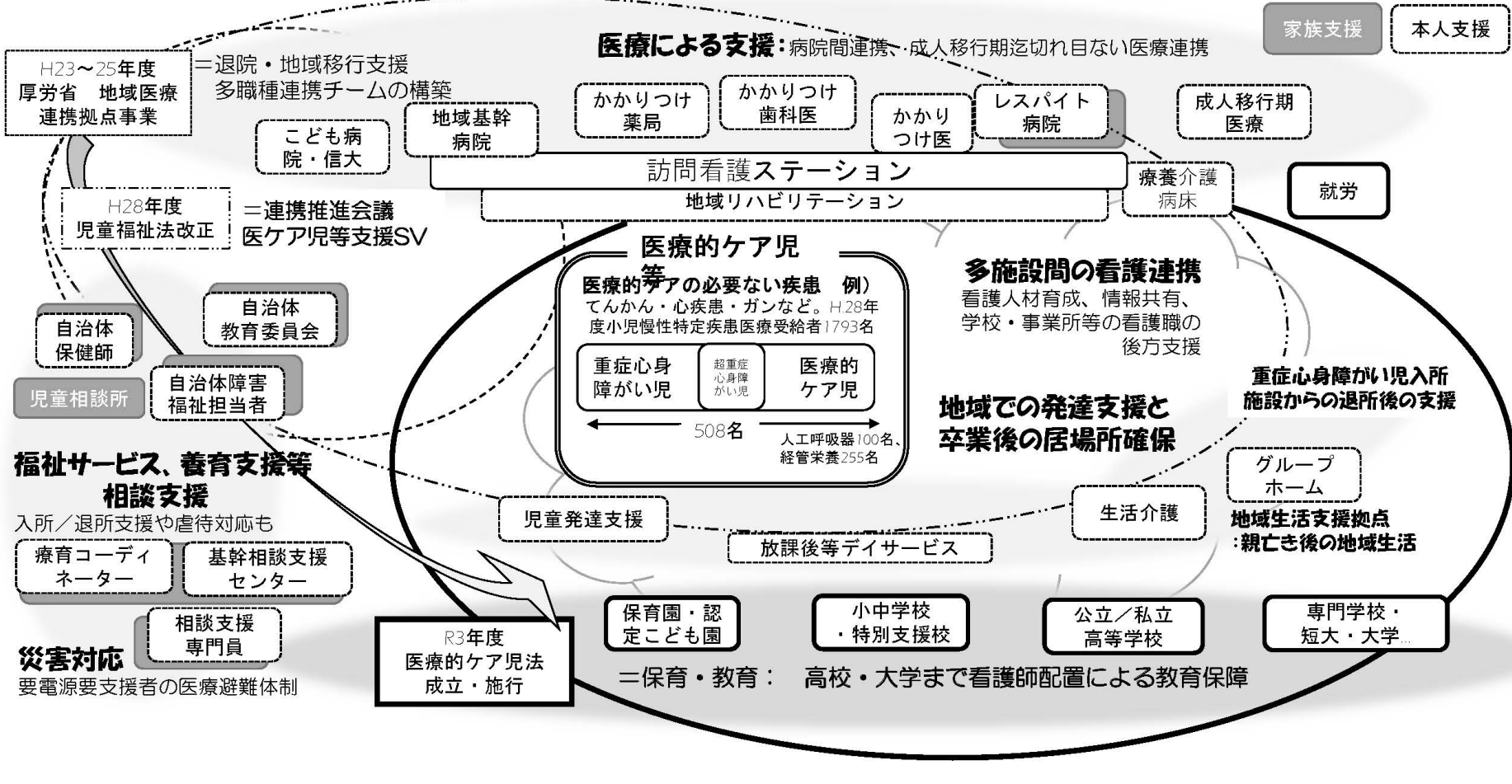
自治体における今後の施策展開方針

- 学校卒業後の「居場所」が慢性的に不足。実態の把握や就労支援分野への医療的ケアに係る啓発等を通じて解消を目指す
- 「医療的ケア児支援人材育成研修」や「看護研修」等を通じた人材育成
- 圏域や全県の連携推進会議、支援者相互交流研修等の開催による連携強化
- アウトリーチによる助言、指導をはじめとした支援者の後方支援充実 等

(参考①) 長野県の医療的ケア児支援体制

(長野県医療的ケア児等支援連携推進会議資料より「支援体制の現状と人材育成・連携」)

医療的ケア児等の地域生活支援＝小児在宅医療



県立こども病院が中心になってNICU長期入院児の退院・地域移行支援と地域の多職種連携構築を目指したことから始まった。県立こども病院と地域の連携促進から、地域に求められる多様な職種の支援者を育てる活動が生まれ、相互の連携促進から圏域ごとのコーディネーターチームの構築へと進んだ。平成28年の児童福祉法改正を機に、信州大学小児科との連携が生まれ、平成30年度圏域のコーディネーターの後方支援を担うスーパーバイザーと全県の連携推進会議を設置。個々の児の支援＜圏域の課題解決＜全県での取り組みというタテ・ヨコに重層的な体制をつくっている。

(参考②) 医療的ケア児等支援スーパーバイザーと各圏域の医療的ケア児等
コーディネーターの機能分化とそれぞれの協議の場について (県ご提供資料)

横の連携＝多職種連携や協議だけでは解決できないことは後方支援で

【多職種連携チームと重層的後方支援体制】

【協議・連携の場】

全県の連携支援体制のハブ・後方支援

スーパーバイザー
＝今後は医ケア児等支援センター

マクロ(県):
庁内連携会議
県の連携推進会議

圏域の支援体制＝
地域づくりの中心となる多職種チーム

圏域医療的ケア児等
コーディネーター

圏域医療的ケア児等
コーディネーター

メゾ(地域＝圏域):
自立支援協議会や
圏域連携推進会議

それぞれのケースの
支援チーム

医療的ケア児等コーディネーター研修修了者を中心に
支援チームをつくる



ミクロ(個別支援)
:支援会議

医療的ケア児等支援スーパーバイザーによる人材育成、指導・助言

■人材育成：育てる（「今」「ここで」求められる知見と技術の提供）

- ・医療的ケア児等の直接支援にあたる支援者向けに研修を実施

➤ 令和3年度 医療的ケア児等支援者ブラッシュアップ研修 65名受講

胃瘻からの半固形食短時間摂取法	長野県立こども病院
気管切開・喉頭気管分離についての基本的な知識	小児外科 高見澤 滋 先生
医療的ケア児の口腔ケア	松本歯科大学 小笠原 正 先生
訪問歯科診療について	長野県歯科医師会
抗てんかん薬について	長野県薬剤師会 (信州大学病院、県立こども病院の 薬剤師も協力)
在宅TPN患者のサポートについて	
新しい神経系の薬について	
薬剤師の訪問支援について	

- 通所事業所、学校等で医療的ケア児支援にあたる支援者、教職員を対象に救急シミュレーション研修会を実施

講師：圏域の看護リーダー 6か所で実施 約75名参加

小学校での救急シミュレーション研修の様子



医療的ケア児等支援スーパーバイザーによる人材育成、指導助言

■人材育成：つなげる（圏域を超えて同じ職種が支え合う場をつくる）

- ・県内の医療的ケア児等コーディネーター向けにフォローアップ研修を実施

- 医療的ケア児等コーディネーター連絡会 R3年度は1回開催

Webと集合のハイブリッドで開催 約70名が参加（別紙2参考）

■人材育成：支える（アウトリーチによる'情報の伝え手' 'つなぎ手'の機能）

- ・学校、通所事業所等への訪問

- 小中学校 延べ20校（令和2年度。令和3年度もほぼ同様の数）

医療的ケア児等支援スーパーバイザー医師と圏域の医療的ケア児等コーディネーター看護師、市町村教育委員会とともに、地域の小中学校を訪問する。

学校看護師や養護教諭の不安や疑問に応え、外来受診への同行の活用、主治医への有効な情報提供・質問の方法等医療との連携についての助言、対象の児童生徒の病態やフォンタン血流や疾患・障害の機序など医療的専門的事項についての解説を行う。

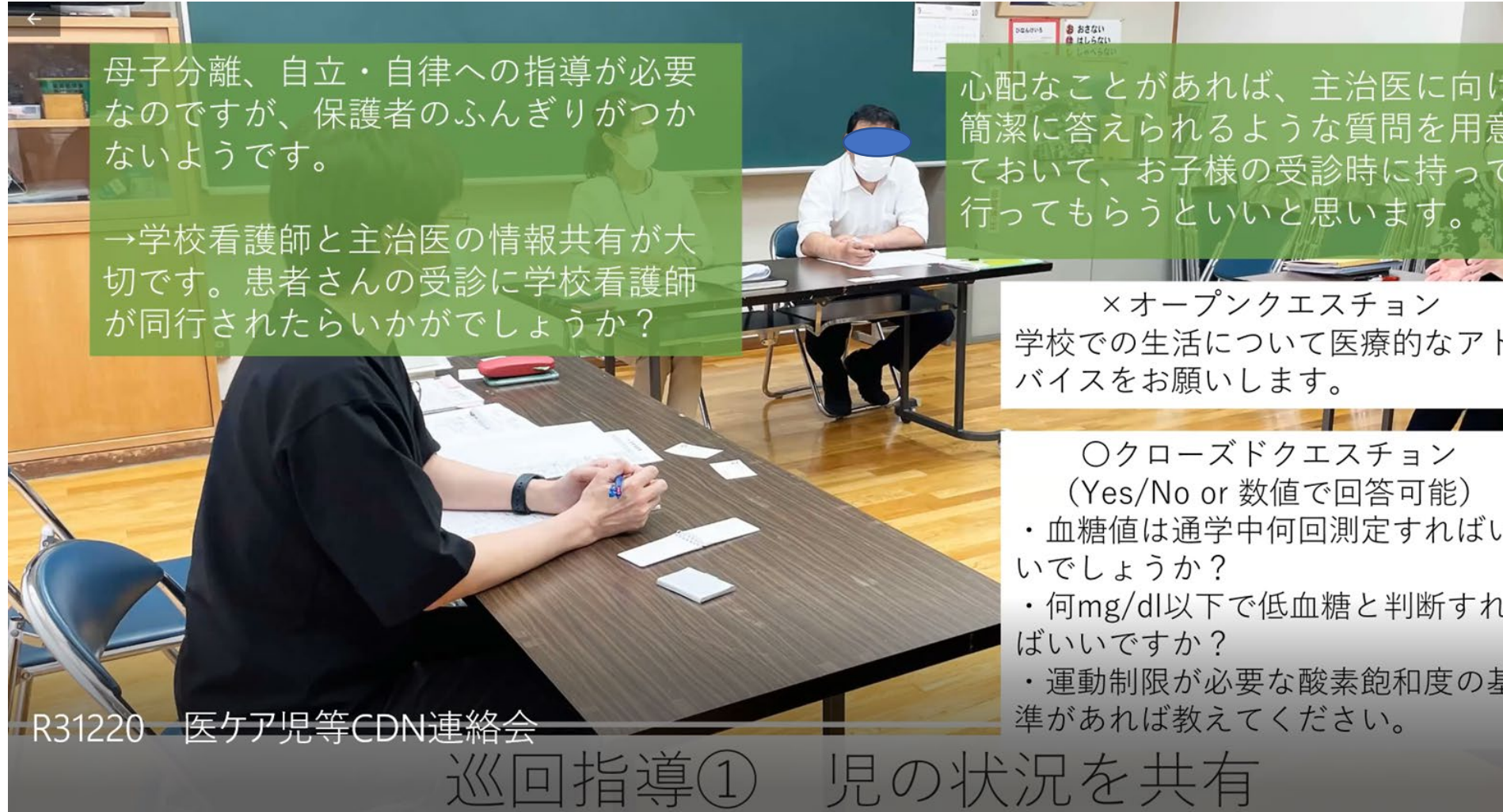
- ・各圏域の「協議の場」に出席 延べ18回（令和3年度）

圏域の問題を聞き取り、県の制度や施策の説明、他圏域の好事例を紹介

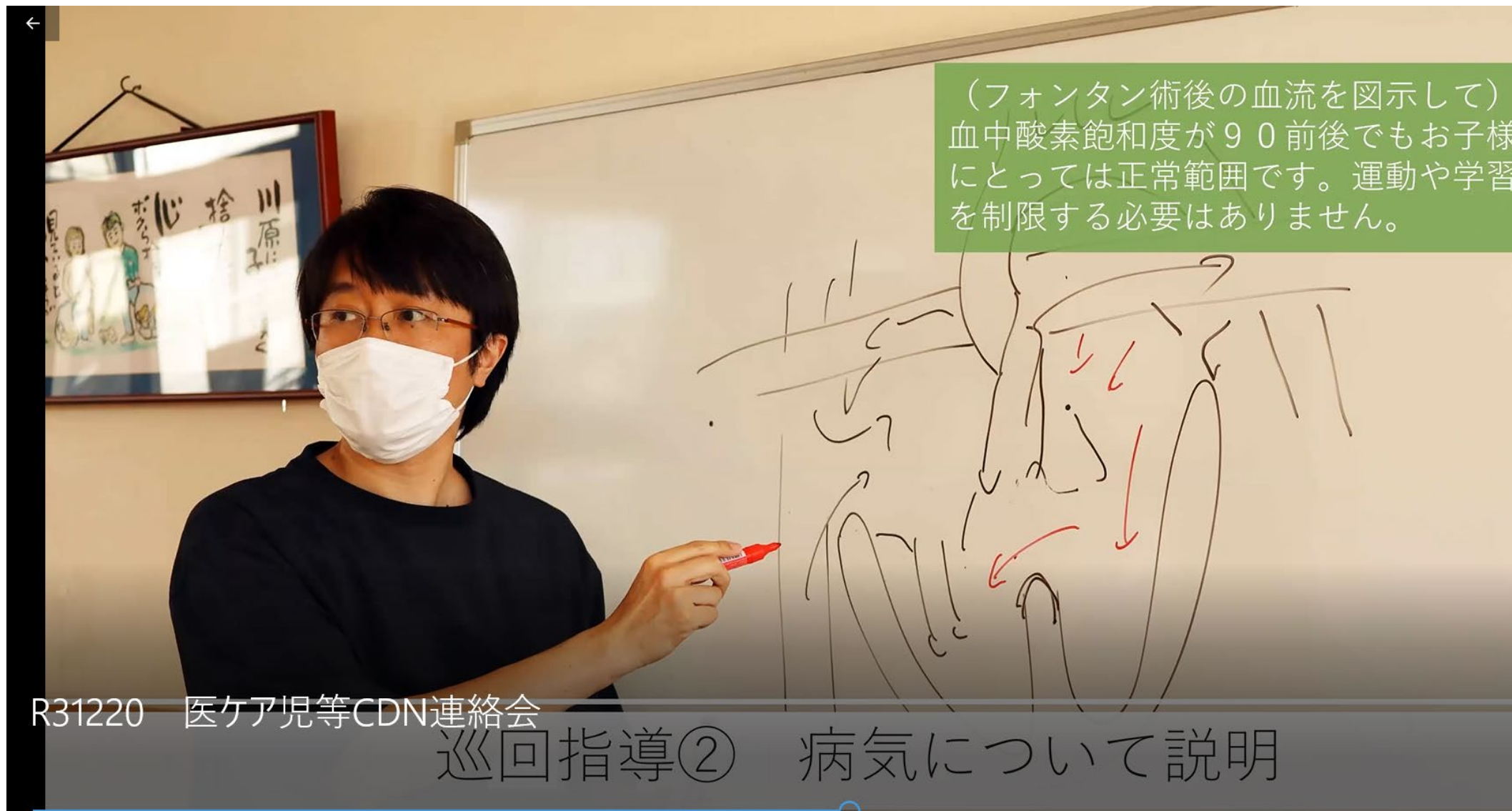
- ・圏域・地域・職域からの要請に応じて講演、報告を行う

看護協会、特別支援教育コーディネーターの会議、家族会、等

学校や事業所の看護師、教職員の不安や疑問を聞き取り、主治医への連携の取り方を助言。
(自分たちでつながる力を持ってほしいので、あえて主治医に直接つなぐことはしません)



学校や事業所で、医学的なことをスーパーバイザー医師が解説して、
児の身体についての理解を深めてもらう



(フォンタン術後の血流を図示して)
血中酸素飽和度が90前後でもお子様
にとっては正常範囲です。運動や学習
を制限する必要はありません。

R31220 医ケア児等CDN連絡会
巡回指導② 病気について説明

レスパイトが欲しい！に応える資源開発の参考に・・・

医療的ケア児にかかる医療型短期入所サービスについて (平成 30 年度サービス報酬改定による)

1 医療型短期入所にかかる単位数

実施施設は全て医療機関		利用要件	報酬単価 (単位/日)
医療型短期入所サービス	看護体制 7:1 以上	短期入所のみを利用	2889
	看護体制 7:1 未満		2686
医療型特定短期入所サービス	看護体制 7:1 以上	宿泊を伴わない(日中のみ)利用	2768
	看護体制 7:1 未満		2555
		日中活動系サービスを合わせて利用	2014
遷延性意識障害児・者等を対象とした短期入所	医療機関	短期入所のみを利用する場合	1679
		宿泊を伴わない(日中のみ)利用	1578
		日中活動系サービスを併せて利用	1209

- 対象者 (ア) 18 歳以上で
- i) 区分 6 以上に該当し、**気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者**
 - ii) 区分 5 以上に該当し、**進行性筋萎縮症に罹患している者もしくは区分 5 以上に該当する重症心身障がい者**

(イ) 障がい児、重症心身障害児

○主な加算

★空床の確保や緊急時の受入れを行った場合

- ・ 緊急短期入所体制確保加算 40
- ・ 緊急短期入所受入れ加算(医療型) 180

★**超重症児・者又は準超重症児・者の場合** 「特別重度支援加算 I」 388

超重症児・者又は準超重症児・者以外の場合 「特別重度支援加算 II」 120

○施設基準

■ 医療型短期入所サービス (I)、医療型特定短期入所サービス (I) (IV)

厚生労働大臣が定める基準(平 18 厚労告 551 号二の二・イ)

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所

- (1) 病院であること(医療法第 1 条の 5 第 1 項)(注 1)
- (2) 看護体制は 7:1 以上、かつ各病棟における夜勤看護職員数は 2 以上であること
- (3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 100 分の 70 以上が看護師であること

(注 1) 医療型については 24 年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となった。

(障害者自立支援法施行規則の改正)

(注 2) 利用者が日中活動サービスを利用した日に夜間のみの特定期間入所を行う場合、日中活動サービスの報酬と併せて算定可能。

■ 医療型短期入所サービス (II)、医療型特定短期入所サービス (II)、(V)

厚生労働大臣が定める基準(平 18 厚労告 551 号二の二・ロ)

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する指定短期入所事業所

- (1) 病院(医療法第 1 条の 5 第 1 項)または有床診療所(同条第 2 項)
- (2) 介護老人保健施設(介護保険法第 8 条第 27 項)

平成 30 年度診療報酬改定 医療型短期入所サービス利用中の処置等の評価

「医療型短期入所サービスにおける重症心身障がい児の受入れを促進するため、入所中の医療処置等について、診療報酬上の取り扱いを明確にした。」

具体的な内容

在宅療養指導管理料を算定しているために、入院該当では別途算定することができない以下の医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する。

対象処置等と診療報酬（点。特記ない場合は一日当たり。）

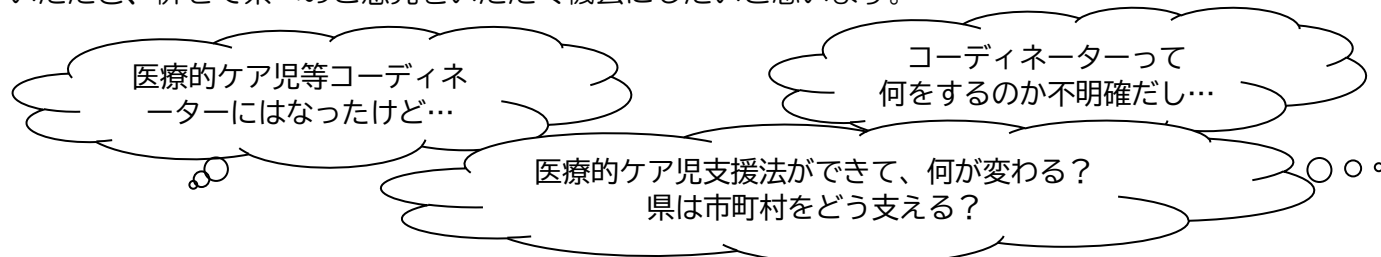
(1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定	30	(10) 留置カテーテル設置	40
(2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定	100 (1 回の利用につき)	(11) 導尿	40
(3) 中心静脈注射	140	(12) 介達牽引	35
(4) 植え込み型カテーテルによる中心静脈注射	125	(13) 矯正固定	35
(5) 鼻マスク式補助換気法	65	(14) 変形機械矯正術	35
(6) 体外式陰圧人工呼吸器治療	160	(15) 消炎鎮痛等処置	35
(7) 人工呼吸	819	(16) 腰部又は胸部固定帯固定	35
(8) 膀胱洗浄	60	(17) 低出力レーザー照射	35
(9) 後部尿道洗浄	60	(18) 鼻腔栄養	60

R3 年度医療的ケア児等コーディネーター/看護リーダーブラッシュアップ研修



医療的ケア児等コーディネーター連絡会のご案内

長野県医療的ケア児等コーディネーター養成研修又は看護リーダー研修を修了したみなさま、また、圏域や市町村の医療的ケア児等コーディネーターとして活躍中の皆様で情報や好事例を交換していただき、併せて県へのご意見をいただく機会にしたいと思います。



そんな疑問や不安をお持ちの方も、災害対策の最新情報を得たい方も、どうぞご参加ください。

- 対象 …次のいずれかに当てはまる方
 - ・長野県医療的ケア児等コーディネーター養成研修又は看護リーダー養成研修を修了した方
 - ・医療的ケア児等コーディネーターとして活動している方
 - ・その他、医療的ケア児等の地域生活支援＝小児在宅医療にかかわる方
- 開催日時 令和3年12月20日(月) 14時から17時
 - ▶ 遠隔の方：Zoomにてご参加ください。
参加お申込みいただいた方に、後日 URL をご案内します。
 - ▶ 直接お集まりいただける方（10名程度）：
信州大学医学部小児科 在宅療育部門の研究室（信州地域技術メディカル展開センター305）
- 内容
 - ① 各圏域における医療的ケア児等コーディネーターの活動報告、好事例報告
 - ② 災害対策についての情報提供
 - ③ 県から
 - ・医療的ケア児等支援センターについて報告、説明
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの業務内容について（ご意見をいただきます）

お申し込みは、信州大学医学部小児科 担当：亀井智泉 ●●●

FAX 0263-●8-●●56 もしくは

メール k●●●a@shin●●-u.ac.jp まで



お名前		圏域	
所属先			
メールアドレス			
メッセージ やご意見を どうぞ			

長野県医療的ケア児等コーディネーターブラッシュアップ研修
兼 医療的ケア児等コーディネーター連絡会
次第

日時: 令和3年12月20日(月)
14時から17時まで
会場: Zoom・集合会議併用

1 はじめに

2 会議事項

I 各圏域の取り組み報告

II 県から報告

- ・「医療的ケア児等支援法」と医療的ケア児等支援センターについて
- ・学校や保育園での医療的ケア児等の受け入れと看護師配置について
- ・災害対策の安否確認について

III 意見交換

長野県医療的ケア児等支援スーパーバイザー

亀井智泉

開催事務局 信州大学小児科

〒390-8621 松本市旭 3-1-1

信州地域技術メディカル展開センター305

メール : khora@shinshu-u.ac.jp

電話 : 090-4462-9313 FAX : 0263-38-7156

	最近の取り組み	医療的ケア児等コーディネーターとしての働き	医療的ケア児等支援センターに望むこと
○ ● 圏域	<p>●圏域では、レスパイトサービス（短期入所）に関する関係機関連絡会が行われ、現状を各病院からの報告があった。コロナ化や人材不足により、受け入れが難しくなっていることがあり、病院同士の話し合いも必要で、今後も検討がされる方向。</p> <p>圏域のコーディネーター検討会 2か月に1回程度開催され、3名の医療的ケア児等コーディネーター（代表含む）や、ほか、障がい者相談支援センターのコーディネーターが参加し、圏域のコーディネーターの役割等について検討されている。</p>	<p>訪問看護での活動（目的としてはコーディネーターとしてどんな活動ができるかを知るため。小児訪問看護の利用状況の把握）①各ステーション兵器、カルテからの情報収集、スタッフからの聞き取り（支援：ケアの内容が発達に合わせたものか、支援会議が行われているか、訪問回数、実施内容の確認。必要な新生児が行われているかなど、アドバイスをする→定期巡回年に2～3回行う）</p> <p>② スタッフから困りごとの相談などを受ける。</p> <p>③ 学習会の開催（訪問看護スタッフ向けで「医療的ケア児等の支援について30分程度のミニ学習会）</p> <p>④ 小児訪問看護新規利用者の調整介入（支援会議に参加 同行訪問をして、児、家族の様子をかかわっている訪問看護スタッフと情報共有 2事業所の訪問看護ステーションのカンファランスの開催 以上のことはすべて圏域の代表コーディネーターに報告、連携をしています。なやみ：今後自分がどのような立ち位置で活動していけばいいのか。明確にしないといけない気がしています。</p>	<p>定期的に学習会や研修会を開催してほしい。自分たちが研修で受けた内容以外でも新しい情報や学びを得たいです。</p> <p>センターの設置は都道府県で、になりますか、1か所のみですか？</p>
	<p>医ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児の地域校への就学に向けた自治体との協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅間総合病院と小諸高原病院のレスパイト利用が伸びている。 ・放課後等デイサービスの開設により発達支援、入浴、送迎サービスから就労に向けての支援、さらに地域支援者の患者家族会等との協働も可能になってきた。保育園への医療的ケア児通園も可能。医療機関相互の連携も充実 	<p>私も一時、発達障がい児の事業所に少しいましたが、医療的ケア児を受けようとする事業所はほとんどなく、保育園の理解は高いが特に放課後等デイは意識が低い。</p>	<p>地域の中心になり、もっと啓発が必要に思われる、ポスターなど、病院はもちろんだが書く保育園、幼稚園、学校、企業などに貼っていただき助けを求めることが必要と思われる。</p>
	最近の取り組み	医療的ケア児等コーディネーターとしての働き	医療的ケア児等支援センターに望むこと
△ 圏域	<p>医療的ケア児部会を立ち上げた自立支援協議会では圏域内の医療的ケア児の実数把握をしたうえで、災害時の対応について（避難所等）の検討を行っている。また、長野市で起きた災害の事例について講演会を実施した</p>	<p>来年度保育園で医療的ケアのお子さんを受け入れるにあたり、右も左もわからず、亀井さんや実績のある市町村の方々に教えていただきながらひとつひとつ進めている最中です。すでに活躍されている皆さんからいろいろと教えていただきたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児とご家族の退院支援 ・医療的ケア児に関する支援やサービスの利用調整 ・入園や入学を含む医療的ケア児の成長や生活の支援 ・地域資源の開発 ・自治体や事業所で対応が難しい専門性が問われる事例への対応
● ● 圏域		<p>医療では当たり前のことを学校や保育園では当たり前ではないことを理解してこどものことを伝えてほしいと思います。</p> <p>やっていること：・看護師のシフト調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院受診時に同行し、問題点を話したり、質問し、医師と話をする（●病院のみ） ・看護計画の立案。ケア児看護師と検討し修正。 ・毎週金曜日に医ケア児の担任と次週の授業内容や意見を聴いたり話し合い、児の活動等、看護師のかかわりでこうしてほしい、など聞き取り ・保護者に次の月の受診確認 ・学校との話し合い <p>困っていること：・こども病院との連携。基幹病院とこども病院との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師は医師のいない施設や学校で働く中不安いっぱい働いていること、医師はわかってきているのか 	<p>こども病院と連携の仲介が難しい。医療（こども病院）との連携について調整してほしい。病院の方たちに保育園や学校で知っておきたいこと、欲しい情報を知ってほしい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事例報告：災害時（豪雨災害）避難勧告 ・在宅呼吸器装着児の災害時対応（呼吸器メーカー側からの）来月予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾を得たご家族や医師から、医療的ケア医師指示を医師から看護師へ直接埋められるようにすすめている 	<p>「総合支援センター」的な部署があればそこに窓口があるといいと思います。医療的ケアに関する悩み等の相談</p>
● ● 圏域	<p>〇〇保健所としての取り組みは、小児慢性特定疾病に対する支援（新規への連絡および状況確認、医療的ケア児等で継続支援のケースへは、訪問等）です。</p> <p>在宅で人工呼吸器がついているケースで、同意が得られた時については、「災害時個別支援計画」を策定中です。ただ、ほとんどの小児慢性児については、支援員さんや訪問看護ステーションさんがかかわっていますので保健所は直接かわりがない状態です。</p>		<p>親御さんらが自分の生活も大切にしても罪悪感を感じないような社会創り。各圏域という大変かもしれません。児童相談所に併設くらいの感覚で設置できるかかと思いました。</p>

青森県：多職種の専門家から構成されるチームが事業所等による医ケア児受け入れを手厚くサポート

特徴

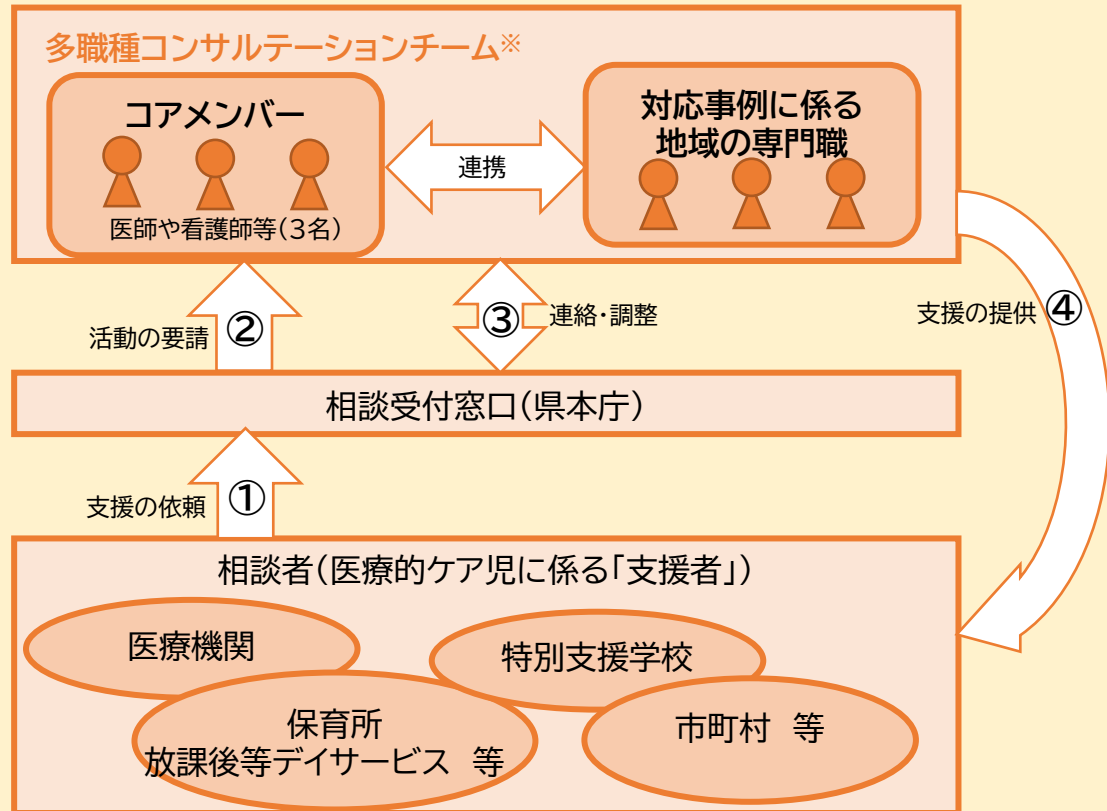
- 「多職種コンサルテーションチーム」を設置
- 医療的ケア児とその家族を支援する関係機関(支援者)からの相談に対応
- 医療・保健・福祉・保育・教育分野の**多職種の専門家が参画**
- 医療的ケア児に係る**重層的な支援体制**を確保

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約122万人
18歳未満人口（令和3年11月時点推計）	約16万人
医療的ケア児数（令和元年9月時点）	166人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	0人

体制図

※医療的ケア児支援センターの前身として位置づけている



概要

多職種コンサルテーションチーム	
活動開始年度	令和2年度
組織・機関の運営主体	青森県
活動拠点	1か所 (県本庁に事務局を設置)
活動人数	コアメンバーは3名 (医師2名、看護師1名)
1年あたりの支援件数	約80件
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関向けの在宅移行支援 保育所等の受け入れ支援 教育機関との連携 等
組織・機関の特徴	チームのコアメンバーが、対応事例に係る地域の専門職と連携して対応

青森県：多職種の専門家から構成されるチームが事業所等による医ケア児受け入れを手厚くサポート

主な活動

■医療機関向けの在宅移行支援

- ・ 退院に向けたケース会議への出席
- ・ サービス利用や家族支援をスムーズに行えるよう相談支援専門員の介入、助言
- ・ 在宅移行に向けた外泊の試行
 - 病棟看護師等と自宅訪問し、ベッドサイド等の機器の位置の確認や手技の確認等
- ・ 市町村やサービス事業所等の担当者とのカンファレンス開催
- ・ 在宅移行後の支援機関及び保護者とのカンファレンス開催

■保育所等の受け入れ支援

- ・ 主治医との連携(施設での受入のための指示書作成・カンファレンスへの参加依頼)
- ・ 家族、主治医、事業所や市町村等担当者とのケース会議
- ・ 施設訪問による現状確認、受入に向けた環境整備、緊急時対応や手技等の確認
- ・ 受入後の施設訪問による状況確認及びフォロー
- ・ 利活用できるサービスや制度等について市町村等への助言や情報提供 等

■教育機関との連携

- ・ 医療的ケア児の就学に係るケースカンファレンス(主治医、保育園、市町村(教育委員会、保健師、障害福祉担当)、事業所担当者、相談支援専門員等)
- ・ 学校現場での医療的ケア対応方法を検討するためのケースカンファレンスの開催
 - カンファレンスには家族および多職種(主治医等医療従事者、養護教諭・学校看護師等、事業所担当者、市町村保健師等)の出席を求め、多職種の連携体制を整備
 - 人工呼吸器装着児童の学校生活のためのガイドライン作成等助言
- ・ 卒業後の自宅以外の居場所づくり
 - 県・市町村保健師、障害福祉担当者等関係者によるケース会議
 - 自宅や受入施設の訪問
 - 頻回な喀痰吸引を軽減するための対応策や受入施設での対応等の支援等

活動の成果

- 支援者を支援する仕組みを確保
- 支援者の漠然とした不安を軽減し、やるべき支援を整理
- 高度な医療的ケアが必要な児童の受入促進
- 専門性が問われる事例についても対応が充実
- 事業所等の緊急時の体制づくりや危機管理意識が向上
- 多職種連携を促進し、自治体を巻き込んだ地域における協力体制を整備
- 小児訪問診療体制の充実が課題である中、その機能の一部を補完

活動に係る課題

- チームで行った支援内容を、ケースに関わる支援機関とその都度情報共有することが必要
- 相談件数が増加しており、安定的な支援体制の整備が必要
※令和4年度には本チームの活動を継承する形で青森県立中央病院に医療的ケア児支援センターを開設して体制を強化。医療的ケア児に対する直接的な支援も実施する予定
- 細かな支援まで継続的にチームで対応することは難しい。各圏域への支援の引継ぎや各圏域でのフォロー体制づくりが必要

自治体における今後の施策展開方針

- 圏域との連携及び支援の引継ぎを行うためパイプ役となる圏域代表コーディネーターを育成し配置を促進する
- 事業所等に対する研修実施による普及啓発や事業所等配置看護師への手技指導を実施し、医療的ケア児家族のニーズへの一層の対応を目指す
- 就学や成人期へのスムーズな移行を実現するため、母子保健・教育・福祉等各市町村内の組織体制及び連携方法に関する助言を行う
- 事例検討を踏まえた研修会の開催等を通じ、関係機関相互の連携を促進する

令和3年度青森県医療的ケア総合支援事業

青森県医療的ケア児支援体制

多職種
コンサルテーション
チーム
ご案内



多職種コンサルテーションチームについて

医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養等を必要とする医療的ケア児が全国的に増加しています。

県では、医療的ケアが必要な子どもたちやその家族が青森県内のどこに住んでいても安心して生活ができ、充実した医療・福祉・保育・教育等を受けられる環境を整備し、医療的ケア児の支援体制を促進していくため、令和2年度から医療・保健・福祉・保育・教育分野での多職種の専門家で構成するコンサルテーションチームで活動しています。

多職種コンサルテーションチームは、医療的ケア児を支援する医療機関、福祉施設及び教育機関等と連携して、問題点を把握、改善策を検討し、必要な支援を提案・フォローしながら医療的ケア児とその家族を支援する皆様をサポートしています。

コンサルテーションチームからのメッセージ

医療的ケアが必要なお子さんが、住んでいる地域で、家族や友達と遊び、体験し勉強する事は、とてもかけがえのない経験です。
どんな支援や連携があれば、実現できるのか、一緒に考えていきましょう。



コンサルテーションチームの活動日

コンサルテーションチームでの支援・技術指導の実地での対応は、原則 **水曜日と金曜日**です。
(メールでの相談は随時、受付ております。)

相談受付窓口

担当 青森県健康福祉部障害福祉課
社会参加推進グループ
田中・岩谷 (いわや)

☎ 017-734-9309

✉ iryoteki_careji@pref.aomori.lg.jp

どんな相談に対応できますか？

医療的ケア児とその家族を支援する関係機関（支援者）の様々な相談に応じています。

対応事例

在宅移行支援

【支援先】医療機関 等

- NICUからの退院に向けて、主治医、看護師、MSW等院内関係者とのケース会議、院内での相談支援体制整備の支援、障害福祉サービス利用や家族支援がスムーズに行えるよう相談支援専門員の介入、家族支援について助言
- 在宅移行に向けた外泊の試行、病棟看護師等と自宅訪問し、ベッドサイド等の機器の位置の確認や手技の確認、市町村担当や障害福祉サービス担当者等とのカンファレンス等

受入支援

【支援先】保育所、児童発達支援センター、市町村 等

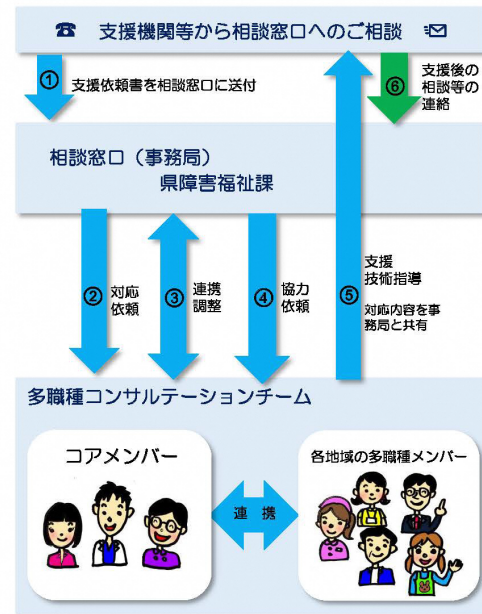
- 主治医との連携（施設での受入のための指示書作成・カンファレンスへの参加依頼）、家族、主治医、障害福祉サービス担当者や市町村担当者等とのケース会議、施設訪問による現状確認、受入に向けた体制、手技の確認等受入後の施設訪問による状況確認及びフォロー
- 受入にあたっての課題や問題点の整理、利活用できるサービスや制度等について市町村等への助言や情報提供等

教育との連携

【支援先】特別支援学校 等

- 学校現場での医療的ケア対応方法を検討するため、家族、主治医等医療従事者、養護教諭・学校看護師等、障害福祉サービス担当者、市町村保健師等とのケースカンファレンスを随時開催し、多職種の連携体制を整備
- 卒業後の自宅以外の居場所づくりのため、県・市町村保健師、障害福祉担当者等関係者によるケース会議、自宅や受入施設の訪問、頻回な喀痰吸引を軽減するための対応策や受入施設での対応等の支援（自治体で施設利用に向けて条例改正）

相談対応の流れを教えてください



ご利用に当たっての留意事項

- 御相談は、**相談窓口（事務局）障害福祉課**に御連絡ください。
- 対応後の継続的な相談等につきましては**相談窓口（事務局）障害福祉課**に御連絡下さい。

富山県：医療的ケア児等支援センターが多職種連携により当事者および関係機関を支援

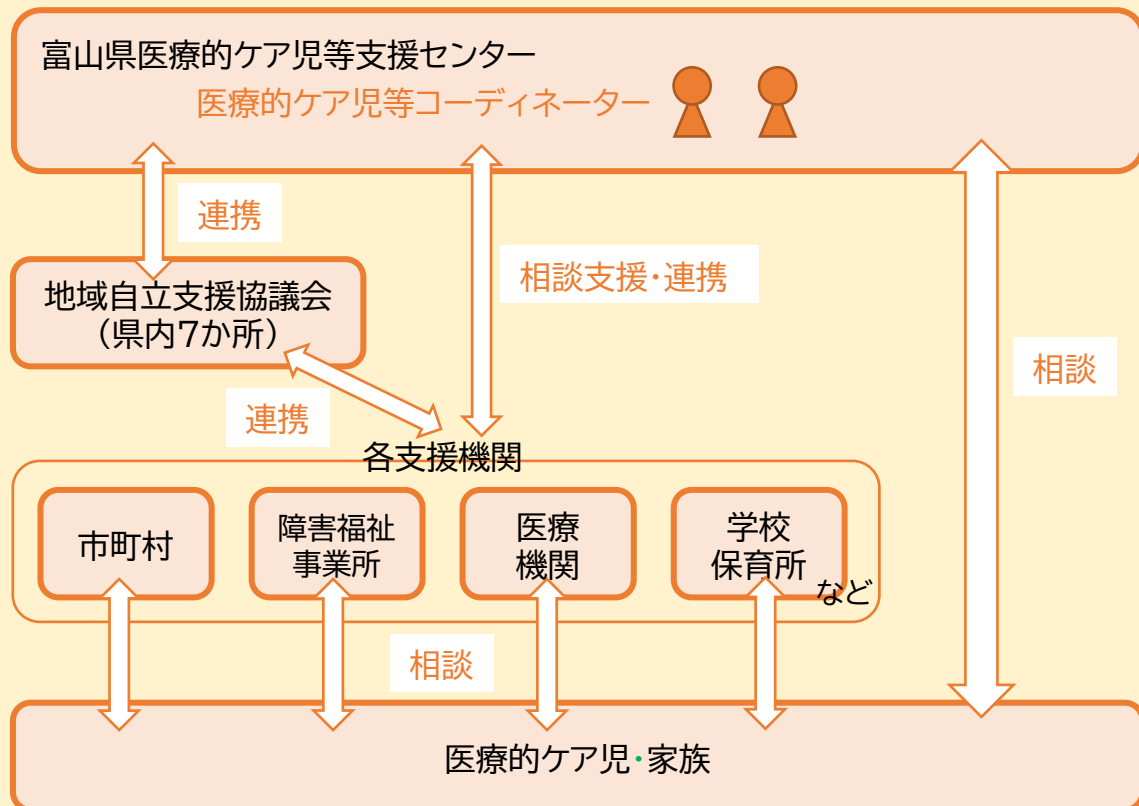
特徴

- 「富山県医療的ケア児等支援センター」を設置
- センターには医療的ケア児等コーディネーターを2名配置
- 医療機関等に併設しているという強みを活かし、**多職種連携による対応**も実施

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約103万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約14万人
医療的ケア児数（令和3年4月時点）	125人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	2人

体制



概要

富山県医療的ケア児等支援センター

活動開始年度	平成30年度
組織・機関の運営主体	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター
活動拠点	1か所
活動人数	センター長1名(医師・兼務) 相談員2名(専任1名、兼任1名)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児等への支援 ・ 市町村、関係機関への支援 ・ 人材育成 ・ その他(社会資源調査の実施) 等
組織・機関の特徴	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター※に併設しており、相談の内容によっては院内の多職種(看護師、リハビリ専門職等)と連携して対応 (※医療機関、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター等を運営)

富山県：医療的ケア児等支援センターが多職種連携により当事者および関係機関を支援

主な活動

■医療的ケア児等への支援

- ・ 専門的な相談支援や広域的な連携調整
- ・ 医療的ケア児等に対応可能な障害福祉サービス事業所等や訪問看護ステーション、コーディネーター在籍機関などの関連情報の提供 等

■関係機関への支援

- ・ 専門的な相談支援や広域的な連携調整 等

■人材育成

- ・ コーディネーター養成研修の実施
 - 令和3年度までに3回開催
 - 108名(相談支援事業所、市町村、医療機関等の職員)が修了
 - 講師:県外講師のほか、医師であるセンター長や訪問看護師等
- ・ フォローアップ研修の実施
 - 令和2年度より開始して2回開催
 - 109名(コーディネーターのほか市町村職員等も参加)が修了
 - 講師:県外講師や先進事例を有する市町村職員
 - テーマ:「災害対策」、「各分野における担当窓口の整理・公表」

■その他

- ・ 医療的ケア児等に対応できる事業所等の把握調査・公表
- ・ 医療的ケア児等実態調査の実施
- ・ 研修会等への講師・ファシリテーター等の派遣
- ・ 地域自立支援協議会等への参画 等

活動の成果

- 医療的ケア児等のご家族からの相談に対応できる窓口の確保
- 関係機関を支援する仕組みの構築
- 医療機関等に併設している強みを活かした多職種連携による対応
- 関係機関間の情報共有や連携促進 等

活動に係る課題

(関係者から寄せられている要望等を踏まえると以下のとおり)

- 「医療的ケア児支援法」を踏まえたセンター機能のさらなる充実
- 市町村が配置したコーディネーター等とのさらなる連携
- 「富山県医療的ケア児等支援センター」そのもののPRの充実
- 個人情報共有する仕組みの構築(必要性の周知や対象者、項目、方法等の整理等)

等

自治体における今後の施策展開方針

- 保育所等における医療的ケア児等の受入支援
- 訪問看護師等に対する技術支援
- 災害時も見据えた医療的ケア児のデータベース化

富山県医療的ケア児等支援センター

当センターでは、在宅の医療的ケア児等とご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、専門相談員を配置し、広域的専門的な相談支援や、医療・福祉保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を通じて、支援体制の充実を目指し、以下の事業を行います。

【 相談支援 】

- ・医療的ケア児者、重症心身障害児者及びその保護者や、専門職・関係機関等への助言・相談支援
- ・困難事例についての助言、関係機関間の情報共有、事例検討会等への参加
- ・医療的ケア児者等の支援に関する社会資源等の情報提供

【 関係機関との連携・調整 】

- ・医療的ケア児等を支援する事業所等の連絡会の開催
- ・地域で実施するケア会議への参画、地域課題の共有、地域資源開発の支援

【 人材育成 】

- ・医療的ケア児者等コーディネーター等の養成やスキルアップ

例えばこんな時

- ★ 毎日子どもの介護をするだけで疲れてしまい、見通しが持てず、誰に何を相談すればいいのかわからない
- ★ 医療的ケアに関する研修は受けたが、実際に受け入れるには不安があり、先進的に取り組んでいる事業所の現状を参考に教えてもらいたい
- ★ 以前のように働きたいと思うが、こどもの傍を離れる事にも不安がある。現実的には数年後かもしれないが、その時のためにどんな準備をすればいいのかわからない

お電話ください

電話

080-6352-4503

受付時間

月～金 9時から16時（祝日、年末年始は除く）

相談

専任の相談員が対応します

住所 〒931-8517

富山県富山市下飯野36番地

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内



高知県：「トータルアドバイザー」を置くことでコーディネーターの派遣を総合的に調整

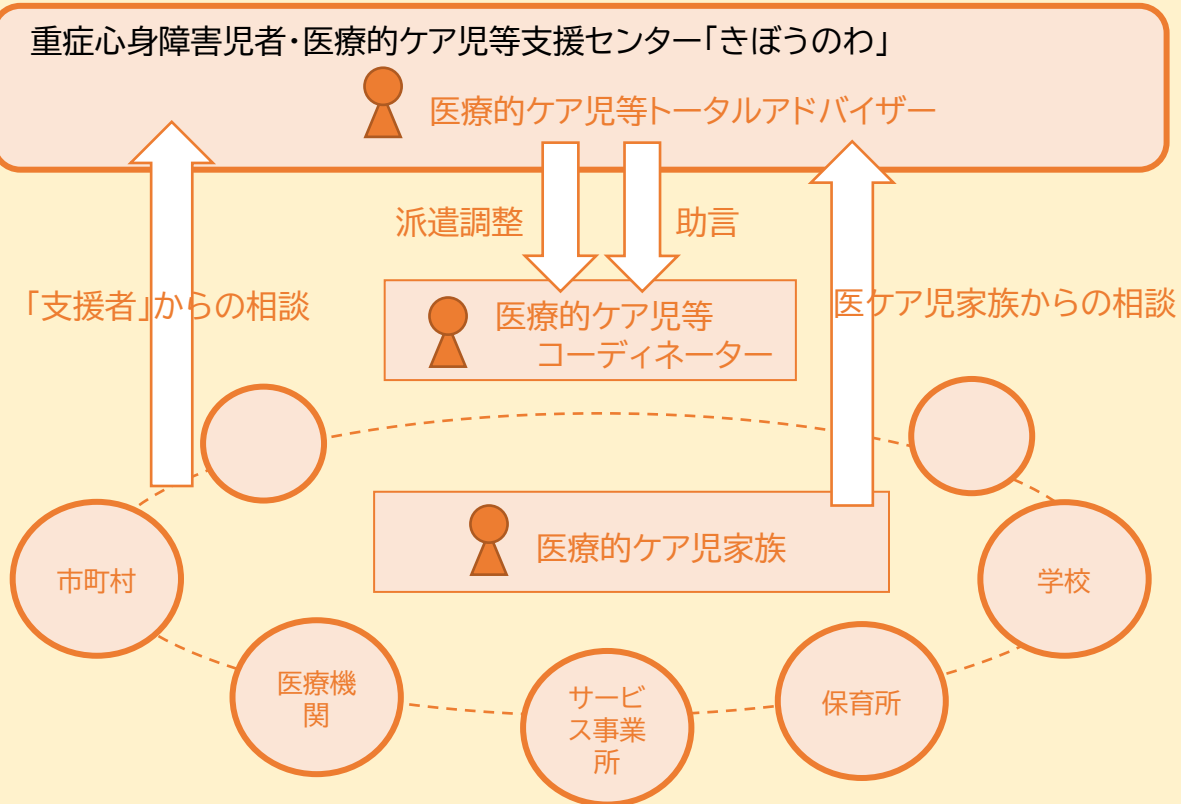
特徴

- 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」を設置
- 医療的ケア児とその支援者双方の支援に応じられる体制を確保
- センターには「医療的ケア児等トータルアドバイザー」を配置
- コーディネーターの派遣や支援機関との連絡調整を通じて支援体制の整備を推進

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約68万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約9万人
医療的ケア児数（令和3年12月時点）	76人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	0人

体制



概要

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

活動開始年度	令和3年度
組織・機関の運営主体	社会福祉法人 土佐希望の家
活動拠点	1か所
活動人数	相談員1名
1年あたりの支援件数	約80件
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ コーディネーターの派遣調整 ・ コーディネーターへの助言、サポート 等
組織・機関の特徴	県内で重症心身障害児支援の拠点となっている「土佐希望の家 医療福祉センター」の中に併設されている

高知県：「トータルアドバイザー」を置くことでコーディネーターの派遣を総合的に調整

主な活動

■相談対応

- ・ 医療的ケア児家族およびその支援者(医療機関やサービス事業所、市町村等)からの相談に対応
- ・ 電話またはメールにて受け付け
- ・ 受け付け後には、現地を訪問して本人や家族の状況を確認

■コーディネーターの派遣調整

- ・ 地域や相談内容に応じて適切な医療的ケア児等コーディネーターを選任。派遣調整
- ・ 乳幼児など障害福祉サービス未利用者の場合には、県からの報酬支払いを調整

■コーディネーターへの助言、サポート

- ・ 事例対応に当たって助言を提供
- ・ 地域の多職種と連携しながら対応できるよう関係機関間の連携をバックアップ

■その他

- ・ サービス未利用者のフォロー
 - 令和2年度に県が実施した調査の結果、福祉サービスを利用しておらず支援者となっていない医療的ケア児がいることが確認されたため、そうした児のフォローを実施
- ・ NICU入院時からの早期フォロー
 - 医療機関からの依頼でNICUからの退院前カンファレンスに出席する等して、在宅へ移行する際のサポートや、必要な社会資源の情報提供といった支援を退院前より実施

活動の成果

※センター設置から日が浅いため、「期待される成果」を含めて以下のとおり

- 医療的ケア児家族やその支援者からの相談にワンストップで対応できる窓口を確保
- 医療的ケア児がコーディネーター等の支援者とより確実につながりを得られるようになる
- 関係機関間の連携を促進

活動に係る課題

- 現在展開している活動の本格化・充実
- 成人期への移行支援等支援活動の拡充

自治体における今後の施策展開方針

- 補助事業等を通じて学校や保育機関への看護師配置を促進
- 多様なサービスの利用調整に伴う医療的ケア児家族の負担を、センターの支援活動を通じて軽減
- サービス未利用者まで含めた、県内の医療的ケア児の実態のより正確な把握

(参考①) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」 広報用リーフレット

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター きぼうのわ

よくあるご質問

Q1 コーディネーターを派遣する場合、どういう流れをお願いすればいいですか。

Q2 入院中に相談してもかまいませんか。

Q3 高知県内どこでも利用できますか。

Q4 相談やコーディネーターに来てもらったときに、費用は発生しますか。

A まずは **きぼうのわ** (088-802-8250) にご連絡ください。主治医、支援機関、ご家族のどなたかからのご相談でもかまいません。その後、ご本人やご家族の現状を伺い、支援者の方々と調整をしながら、コーディネーターをお選びします。

A どんなタイミングでご相談いただいても大丈夫です。

A 県内どこでも大丈夫です。ご相談のほか、コーディネーターの派遣も可能です。まずは、お気軽にご相談ください。

A 相談やコーディネーターの利用に係るご家族のご負担はありません。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター

きぼうのわ





社会福祉法人 **土佐希望の家**
利用者の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重し良質な医療と豊かな暮らしを提供します
土佐希望の家 医療福祉センター

- 障害児入所 ● 医療型障害児入所施設
- 療 養 介 護 ● 療養介護事業所
- 生活介護 ● 児童発達支援 ● 放課後等デイサービス
- 保育所等助成支援 ● 相談支援

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター
きぼうのわ

〒783-0022 高知県南国市小籠107番地
土佐希望の家医療福祉センター内
TEL.088-802-8250 FAX.088-802-8251
E-mail. kibounowa@tosakibou.jp

求人情報や施設の詳しい情報がご覧いただけます。
土佐希望の家 <https://tosakibou.jp>
E-mail info@tosakibou.jp

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」とは

重症心身障害のある方や、医療的ケアが必要な方とそのご家族が、地域で安心して暮らしていただけるよう、医療的ケア児とそのご家族はもちろん、医療機関・市町村などの関係機関からの相談に応じます。また、医療的ケア児等コーディネーターの派遣調整や、支援機関等との連絡調整を行います。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」はこんなところです。

こんな相談ができます。

- この子の将来が心配です・・・
- どんな支援が受けられますか？
- 家で過ごすのに、どんな準備が必要ですか？

「こんなこと相談していいのかな・・・」と
思うことも、まずはお気軽にご相談ください。

**医療的ケア児等
トータルアドバイザー
とは**

トータルアドバイザーは、医療的ケア児等コーディネーターへの助言やサポートを行うほか、ご家族からの相談や、支援機関からの相談に応じます。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

医療的ケア児等コーディネーター

派遣調整・助言等

相談・依頼

**医療的ケア児等
コーディネーターとは**

医療的ケア児等と、その方に必要な医療・福祉・教育等の社会資源がつながるよう、ご本人・ご家族の意思決定の支援を行う人です。ご本人の成長と発達を見据えて、その人に合った支援が受けられるためのお手伝いをします。(コーディネーターは、専門的な研修を受けた相談支援専門員・保健師・看護士などです。)

**コーディネーターを
派遣する場合の流れ**

- 1 お電話またはメールでご連絡ください。
- 2 トータルアドバイザーが訪問してご本人ご家族の状況をお伺いします。
- 3 状況に応じてコーディネーターを調整・派遣します。

病院
診療所

訪問診療

障害福祉
サービス
事業所等

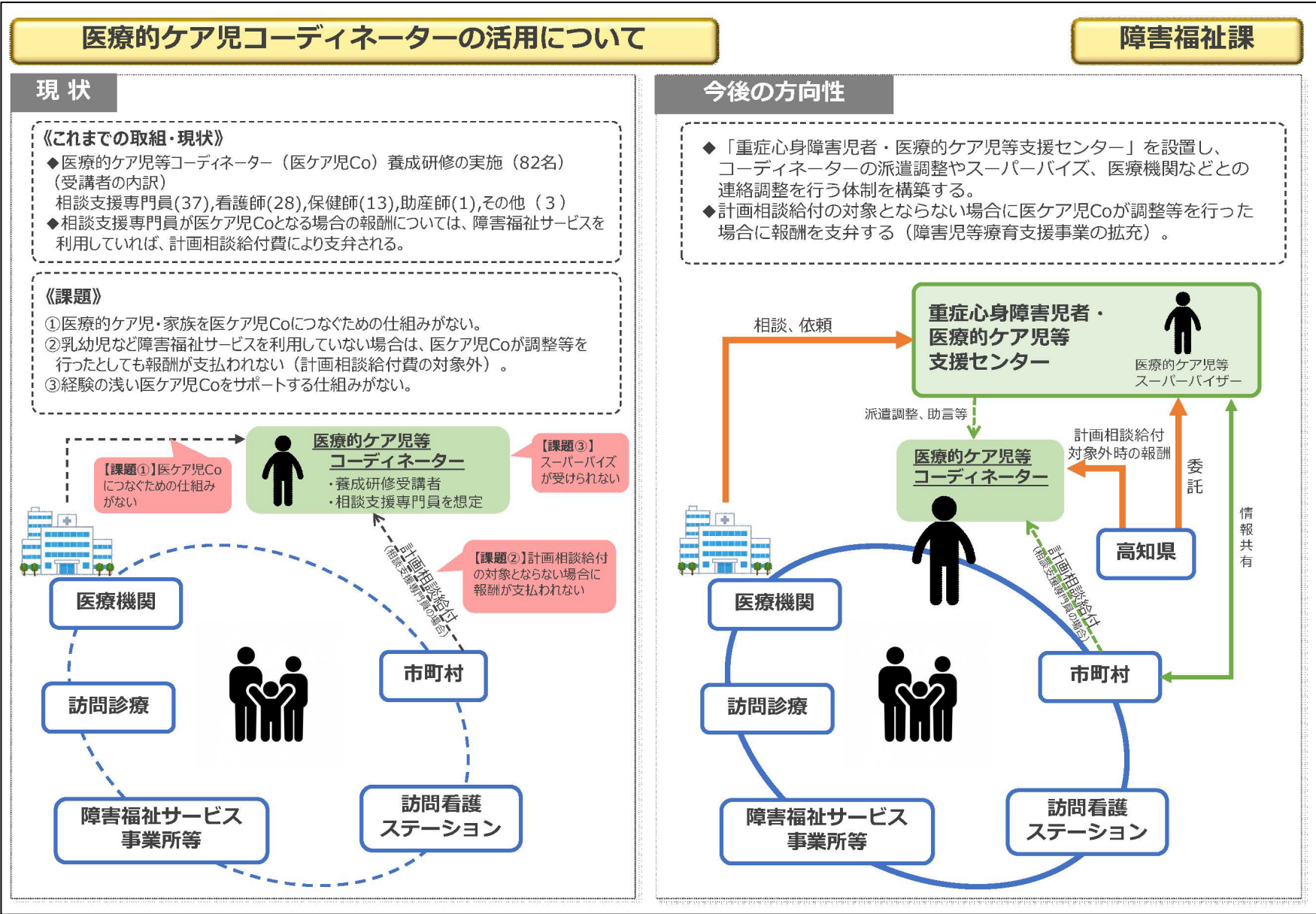
訪問看護
ステーション

学校

保育所

市町村

(参考②) 医療的ケア児等コーディネーターの活用について



奈良県：看護職と福祉職の2名のコーディネーターを配置することで医療と福祉の両面から支援

特徴

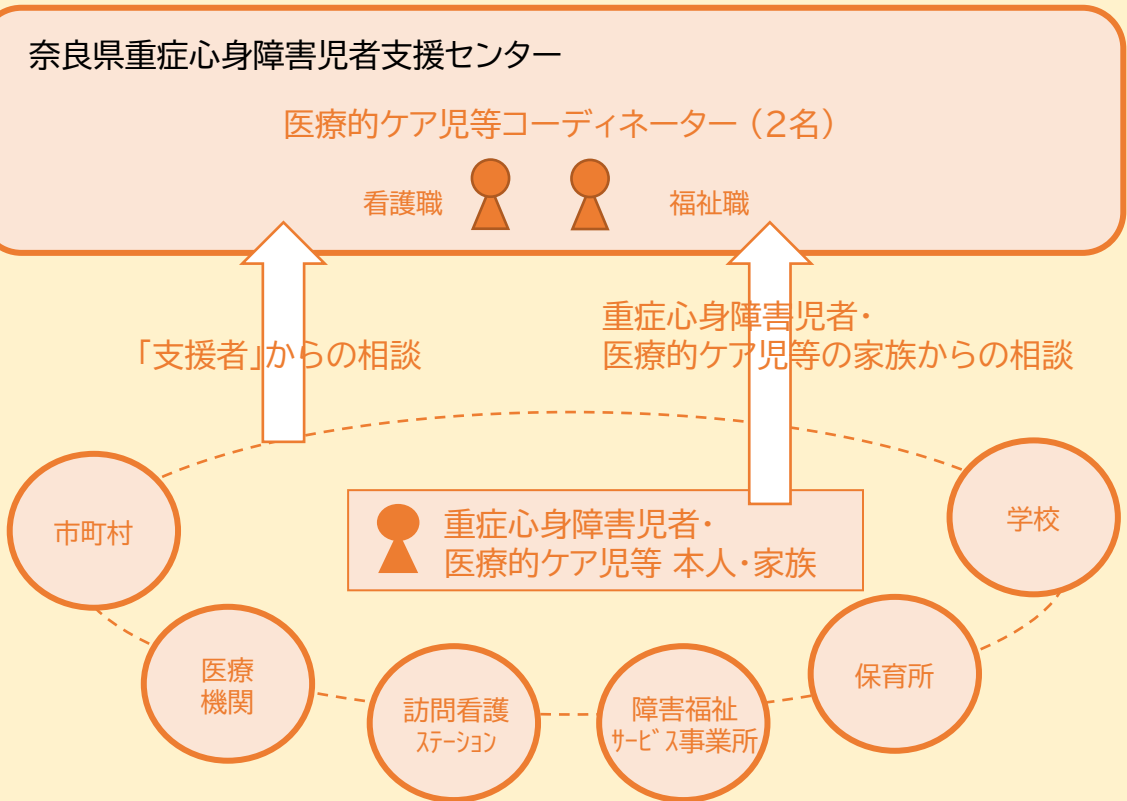
- 「奈良県重症心身障害児者支援センター」を設置
- センターには「看護職」と「福祉職」の医療的ケア児等コーディネーターを2名配置
- 医療と福祉双方の知識やノウハウを踏まえた支援を提供

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約132万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約19万人
医療的ケア児数（※）	166人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	2人

※平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告書より、平成28年10月1日時点の推計値を引用

体制



概要

奈良県重症心身障害児者支援センター	
活動開始年度	令和2年度
組織・機関の運営主体	社会福祉法人 東大寺福祉事業団
活動拠点	1か所
活動人数	2名(看護職、福祉職)
1年あたりの支援件数	177件 (令和3年1月から12月までの実績)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的・専門的な相談支援 ・ 支援者に向けた支援 ・ 関係機関との連携・調整 ・ 人材育成 等
組織・機関の特徴	看護職と福祉職を配置することで医療と福祉の両面をカバー。多様な支援ニーズに対応

奈良県：看護職と福祉職の2名のコーディネーターを配置することで医療と福祉の両面から支援

主な活動

■広域的・専門的な相談支援

- ・ 医療・福祉関係者等、支援者からの相談に対応
- ・ 医療的ケア児家族からの相談にも応じ、適切な支援者へつなげる
- ・ 電話、メールでの相談のほか、来所して相談することも可能

■支援者に向けた支援

- ・ 社会資源等の情報提供
- ・ 個別支援会議への出席
- ・ 地域課題の共有
- ・ 地域資源開発の支援 等

■関係機関との連携・調整

- ・ サービス事業所等の支援関係機関の連絡会議の開催
- ・ 短期入所利用に関する事業所間の調整
- ・ 退院・在宅移行時のサービス調整等の支援 等

■人材育成

- ・ 重症心身障害児者、医療的ケア児等の支援に関わる人材の育成
- ・ 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修(年1回)
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 等

活動の成果

- 支援者を支援する仕組みを確保
- 専門性が問われる事例について対応が可能となった
- 関係機関の間における課題・情報共有や連携の促進
- 退院前カンファレンス、市町村・支援者団体等の学習会に参加 等

活動に係る課題

- センター事業内容(相談支援)の周知が不足
- 県内医療機関・事業所等の情報が不足 等

自治体における今後の施策展開方針

- 県内の医療的ケア児等の支援ニーズ等を調べる実態調査を実施予定。調査結果を施策設計に反映させていく
- 県内には地域資源が十分ではないことから、「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」において設置を定めている「重症心身障害児者地域支援センター」の設置を推進する
- 「奈良県重症心身障害児者支援センター」、「重症心身障害児者地域支援センター」及び市町村などの関係機関と連携した重層的な支援体制の構築に取り組む

奈良県 重症心身障害児者支援センター

奈良県重症心身障害児者支援センターは、在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とそのご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように医療・福祉・保健その他の関係機関と連携・調整し支援体制の充実を目指します。本センターは、奈良県の委託事業として2021年1月に開所しました。

主な事業内容

<相談支援>

重症心身障害児者、医療的ケア児等に関わる主に医療・福祉関係者の専門的な相談に応じます（ご家族からの相談にも応じ、適切な支援へつなげます）

<人材育成>

重症心身障害児者、医療的ケア児等の支援に関わる人材の育成に取り組みます

<関係機関の連絡・調整>

- ・福祉サービス等の支援関係機関の連絡会議を開催します
- ・短期入所利用に関する事業所間の調整を行います
- ・退院し、在宅に移行する際のサービス調整等の支援を行います

コーディネーター2名（看護職・福祉職 各1名）が相談に応じます

電話 080-7042-9539

メール nara.jushin.c@gmail.com

相談・受付時間 9:00~17:00
月曜~金曜（祝日、年末年始は除く）
※来所相談は要予約

住所 〒636-0393
奈良県磯城郡田原本町多722番地
奈良県障害者総合支援センター内



近鉄笠縫駅から1.3km（徒歩約20分）

奈良県
(運営:社会福祉法人 東大寺福祉事業団)

福岡県北九州市：既存の障害福祉サービスの支援拠点にコーディネーターを配置。支援をさらに充実

特徴

- 市内の障害福祉サービスの支援拠点に**医療的ケア児等コーディネーター**を配置
- コーディネーターは**市本庁と連携**して活動
- 市本庁もテーマに応じては**主導的な役割**を果たす

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約93万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約14万人
医療的ケア児数（令和3年3月時点）	167人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

体制

市

- ・ 医師会、医療機関の協力を得て積極的に小児医療の取り組みを進めている
- ・ 担当課にはリハビリテーション専門職等を配置するとともに、庁内連携して相談を受けている



市職員

連携

北九州市立総合療育センター

- ・ 福岡県小児等在宅医療推進事業拠点病院
- ・ 日本の障害児療育のモデルとして、地域の障害児医療・療育のシステム作りに先駆的に貢献
- ・ 市からコーディネーター活動の委託を受けて活動



医療的ケア児等コーディネーター
(相談支援専門員)

支援

支援



医療的ケア児・家族

概要

医療的ケア児等コーディネーター

活動開始年度	令和3年度
活動拠点	北九州市立総合療育センター
活動人数	1名(相談支援専門員)
支援件数	約12件 (令和3年8月から令和4年2月までの実績)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ 関係機関との連携 ・ 事例検討 ・ その他(災害対策等) 等
特徴	市内の障害福祉サービスの支援拠点である施設にコーディネーターを配置

福岡県北九州市：既存の障害福祉サービスの支援拠点にコーディネーターを配置。支援をさらに充実

主な活動

■相談対応

- ・ 医療的ケア児の家族やその支援者からの相談に対応
- ・ 保健、医療、福祉などテーマを問わずワンストップ対応
- ・ 受け付け後、相談内容に応じて関係者と協力しながら対応していく

■関係機関との連携

- ・ 医療機関のカンファレンスへの出席
- ・ 医療的ケア児関係部局会議への出席 等

■事例検討

- ・ 北九州地域医療的ケア児支援協議会の開催
 - 協議会は、医師会、医療機関、訪問看護事業所、医療的ケア児の保護者で構成している。
 - 令和3年度は、協議会とネットワーク連絡会を各1回ずつ開催
 - 協議会にて、相談事例の検討会を実施し、課題の抽出や、情報共有を図っている。

■その他

- ・ 地域資源や支援制度等に関する情報の把握
- ・ 災害対策（災害時個別支援計画の作成等） 等

市本庁とコーディネーターの連携について

- ✓ 北九州市では市が医療的ケア児の相談に対応してきた
- ✓ そのため、現在も市がコーディネーターのバックアップをしているが、徐々にコーディネーターが単独で対応できる状態へ移行させていくことを目指している
- ✓ また、災害対策のようにテーマによっては市が主導的な役割を果たしている

活動の成果

※センター設置から日が浅いため、「期待される成果」を含めて以下のとおり

- 医療的ケア児家族からの相談にワンストップで対応できる窓口を確保
- 関係機関間における情報共有や連携の促進
- 事例対応等を踏まえた地域課題の整理
- NICU等退院時に、新たな医療的ケア児を把握することが可能
- 早期からの医療と福祉の連携が可能 等

活動に係る課題

- 市と連携しつつも自立的に支援活動を展開していける状態への移行
- 県が設置予定である医療的ケア児支援センターとの連携、業務分担
- 相談内容の解決に向けて、活用可能な事業が少ない（短期入所、保育所等の受け入れ先の確保が困難） 等

自治体における今後の施策展開方針

- 災害時個別支援計画の作成とその実証のための避難訓練の実施など災害対策の充実
- 医療的ケア児の就学、通学の支援充実に向けて、教育担当部署や市内の学校など部署間・組織間の連携を促進していく
- 県が設置予定である医療的ケア児支援センターとの連携強化 等

(参考) 「相談窓口」設置に関する広報用リーフレット

医療的ケアが必要な子どもとご家族、
その支援者の**相談窓口**を設置します

関わり方を知りたい！
利用できるサービスを知りたい！
退院後の生活について相談したい
どこの窓口に聞いたらいい？

医療的ケアや
関わり方・
助成など

ご家族

医療的ケアが必要な子ども
への支援方法を知りたい！
利用できる制度や社会資源
がないだろうか？

保健・医療・
福祉・教育・
子育て支援な
どの制度

支援者

相談は**無料**です。
医療的ケアが必要な子ども
の子育てや制度、支援等に関す
る相談は、下記相談窓口へご
連絡下さい。
相談内容に応じて、関係者と
一緒に対応します。

ライフステージ
に応じた生活の
組み立てを一緒
に考えましょう

コーディネーター

北九州市立総合療育センター（地域支援室）
<受付時間>月曜日～金曜日／8：30～17：00（祝日、年末年始を除く）
電話番号093-922-6886 FAX093-383-8202

東京都世田谷区：相談対応から災害対策、人材育成、理解促進まで幅広く活動するセンターを開設

特徴

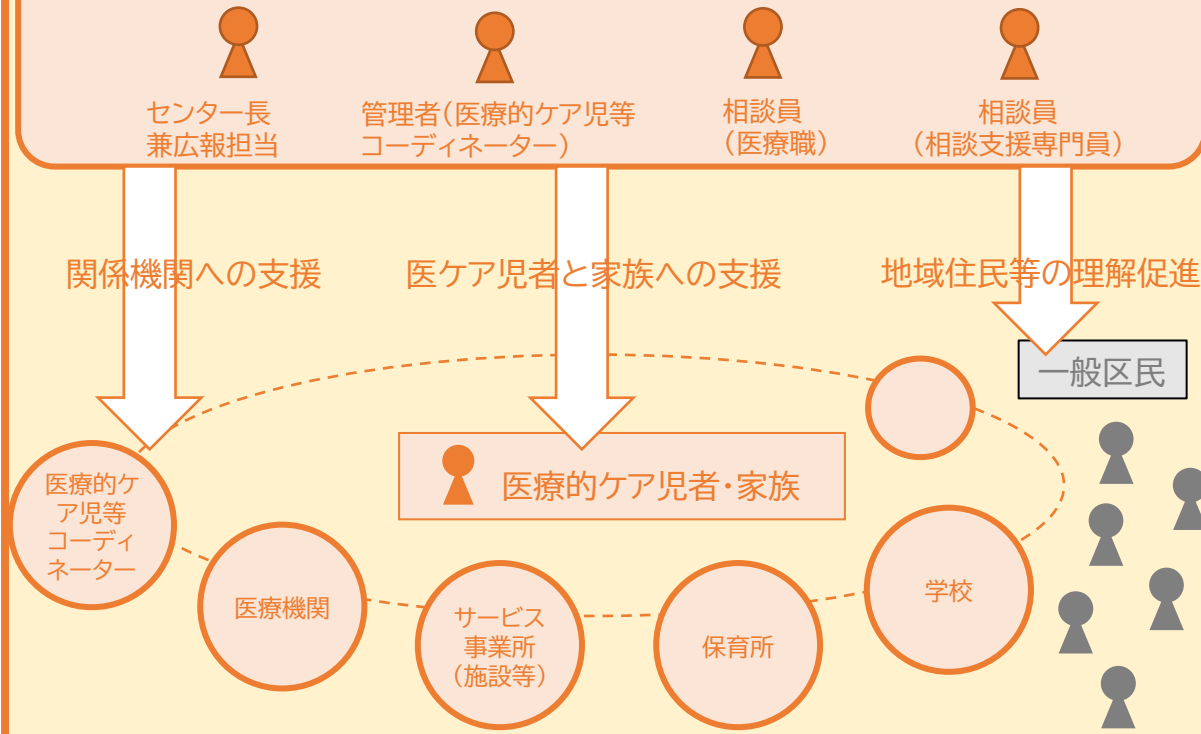
- 「世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta(ひなた)」を開設
- 愛称(Hi・na・ta(ひなた))を設け、親子がゆったり過ごせる空間を整備
- 医療的ケア児等コーディネーターに加えて相談員を2名配置(うち1名は医療職)
- 相談対応から災害対策、人材育成、施設等への技術支援など幅広い業務内容
- 広報担当を置き、地域住民等の理解促進や民間企業との連携イベントも実施

自治体の概況

総人口 (令和3年4月1日時点)	約92万人
18歳未満人口 (令和3年4月1日時点)	約13万人
医療的ケア児数 (令和3年4月時点)	180人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

体制

世田谷区医療的ケア相談支援センター「Hi・na・ta(ひなた)」



概要

世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta(ひなた)

活動開始年度	令和3年度
組織・機関の運営主体	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会
活動拠点	1か所(国立成育医療研究センター敷地内)
活動人数	相談員3名(医療的ケア児等コーディネーターのほか2名) ※他事業と兼務
開設後の相談対応件数	延139件、実人数89人 (令和3年8月から令和4年1月までの実績)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援 災害対策 人材育成 施設への技術支援 等
組織・機関の特徴	管理者として医療的ケア児等コーディネーターを配置し、別にセンター長兼広報担当を配置

東京都世田谷区：センターにおいて相談対応から災害対策や一般区民向けの情報発信まで幅広く活動

主な活動

■相談支援

- ・ 医療的ケア児等を育てながら在宅生活に不安を抱える保護者に対する相談
- ・ 「動ける医療的ケア児」の保護者からの相談にも対応 等

■在宅生活支援プランの作成

- ・ 退院時の保健・医療・福祉サービス等の全体的なコーディネート
- ・ 在宅移行後の継続的支援、相談支援専門員へのつなぎ 等

■施設等への技術支援

- ・ 通所施設が医療的ケア児等を受け入れる際の不安解消や助言(定期訪問+随時対応)
- ・ 医療的ケアに対応する施設看護師へのサポート 等

■人材育成

- ・ 相談支援専門員の育成(座学、同行訪問、カンファレンス同席等を6か月かけて実施)
- ・ 関係機関における研修実施への協力 等

■災害対策

- ・ 災害時個別支援計画の作成支援
- ・ 作成された計画の有効性を保護者等と一緒に検証 等

■医療的ケアの理解促進や情報発信

- ・ 地域住民等の理解促進、民間企業や地元スポーツチームと連携したイベント実施
- ・ 本人・家族・地域のネットワークづくり 等

■権利擁護

- ・ 虐待の予防・早期発見・対応 等

活動の成果

※センター開設から日が浅いため、「期待される成果」を含めて以下のとおり

- 医療的ケア児や家族からの相談に対応するワンストップの窓口を整備
- 高い専門性や多機関連携が必要となる事例についても対応
- 関連する福祉施設や関係機関を支援する仕組みを確保
- 医療的ケアの理解促進や民間企業等と連携したイベント実施の積み上げ

活動に係る課題

- 医療的ケア児ときょうだい、家族の居場所となる活動の充実
- 現在のコーディネーターの「後継者」や、地域における人材の確保・育成
- 家族や支援機関のネットワークづくり、オンライン活用
- 病院ソーシャルワーカーや他の医療的ケア児等コーディネーター、東京都が今後設置する医療的ケア児支援センターとの連携・役割分担

自治体における今後の施策展開方針

- ふるさと納税による寄附等を活用して、医療的ケア児ときょうだい、家族に対する支援事業を実施
- 医療的ケア相談支援センターHi・na・ta(ひなた)の開所日を、現在の週2日から週4日に増やし、保護者の居場所機能を充実
- 家族の離職の防止に向けて、放課後等デイサービスでの医療的ケア児の夕方受入れを促進
- 電気を必要とする医療機器を使用している医療的ケア児を対象として、ポータブル電源等を配布し、災害時の安心を確保

(参考) 世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta (ひなた)
 広報用リーフレット

心配なこと、思うこと、たくさんあるよね

いよいよ退院
これから先が不安だ

きょうだいが
さびしがっていないかな

だれかと話したい
ちょっとひとつききたいな

緊急時や災害時
どうしたらいいだろう

まずはご連絡ください!

お問い合わせ先
 世田谷区医療的ケア相談支援センター
 (世田谷区委託事業)

世田谷区大蔵 2-10-18
 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階

電話 03-3749-6955
 月曜日～金曜日 8:30～17:00

FAX 03-3749-6956 24時間受付

開所日時 毎週火曜日、木曜日
 10:00～16:00

[access]

「成育医療研究センター前」「大蔵二丁目」バス停下車すぐ

世田谷区
 医療的ケア相談支援センター
 Hi-na-ta

医療的ケアについて
 なんでも相談できる窓口として
 困りごとや日々の思いを
 気軽に話せる場として
 ひとときゆくり ほっとできる場として
 訪れる人をあたたかく包み込むような
 そんな場所をみなさまと作っていきたく
 考えています

医療的ケア
 相談支援センター
 Hi-na-ta って
 こんなばしょ

Hi・na・ta は、医療的ケアを必要とするお子さま、
 ご家族の困りごとや心配なことの相談の場としてご
 利用いただけます。
 相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター、
 保健師等の専門スタッフが話をうかがい、関係機
 関と連携してお困りの内容に応じたお手伝いをしま
 す。関係機関への相談が必要な場合、私たちもみな
 さまと一緒にその機関に同行して相談のお手伝い
 をすることもできます。
 また、相談だけでなく、ちょっとひと息休めるこ
 ともできます。ご利用は無料です。

おまちしております!

来所による相談はもちろん、電話や訪問での相談も
 できます。下記連絡先までお問い合わせください。

医療的ケア相談支援センター
 Hi-na-ta
 03-3749-6955
 《電話受付》月曜日～金曜日
 8:30～17:00

Hi-na-ta では
 このようなことをうけたまわります

どんなことも、何もないときも
 1. さまざまな相談への対応

医療的ケアとともに過ごす日々の中で、行き詰ま
 ってしまうことや不安なことがありましたら、ど
 んなことでもご相談ください。

安心して話すことが
 できた

ひとりで悩まないで!

解決のヒントが
 見つかった!

おうちでくらす
 2. 在宅生活を支える計画の作成

退院してご自宅で暮らすためのさまざまな準備を
 お手伝いしたり、必要なサービスを調整して、計
 画を作成します。また、お子さまの状態の変化等
 による、新たなご意向にも随時、対応いたします。

訪問診療 病院

訪問看護

訪問リハビリ

医療機器

その他のサービス

You are not alone,
 we are always with you.

もしもの時に備える
 3. 災害時個別支援計画の作成

緊急時・災害時を想定し、事前に準備しておくこ
 とや、対応しておくことなどを一緒に確認いた
 します。
 お子さまの状態やお住まいの地域の状況を踏ま
 えて、関係機関とともに個別支援計画を作成するお
 手伝いをします。

よし!!

その他の取り組み

- 相談支援従事者の育成支援、施設への技術支援
 医療的ケアを必要とするお子さまとご家族についての
 相談支援を行っている相談支援従事者に対し、技術指
 導を行います。また通所先施設（児童発達支援・放課
 後等デイサービス・保育園等）にて、医療的ケアに関
 わる助言指導などを行います。
- 権利擁護
 医療的ケアを必要とするお子さまの様々な人権をまも
 るためのご相談に対応します。

茨城県つくば市：市本庁にコーディネーターを配置してワンストップ窓口を開設。災害対策にも注力

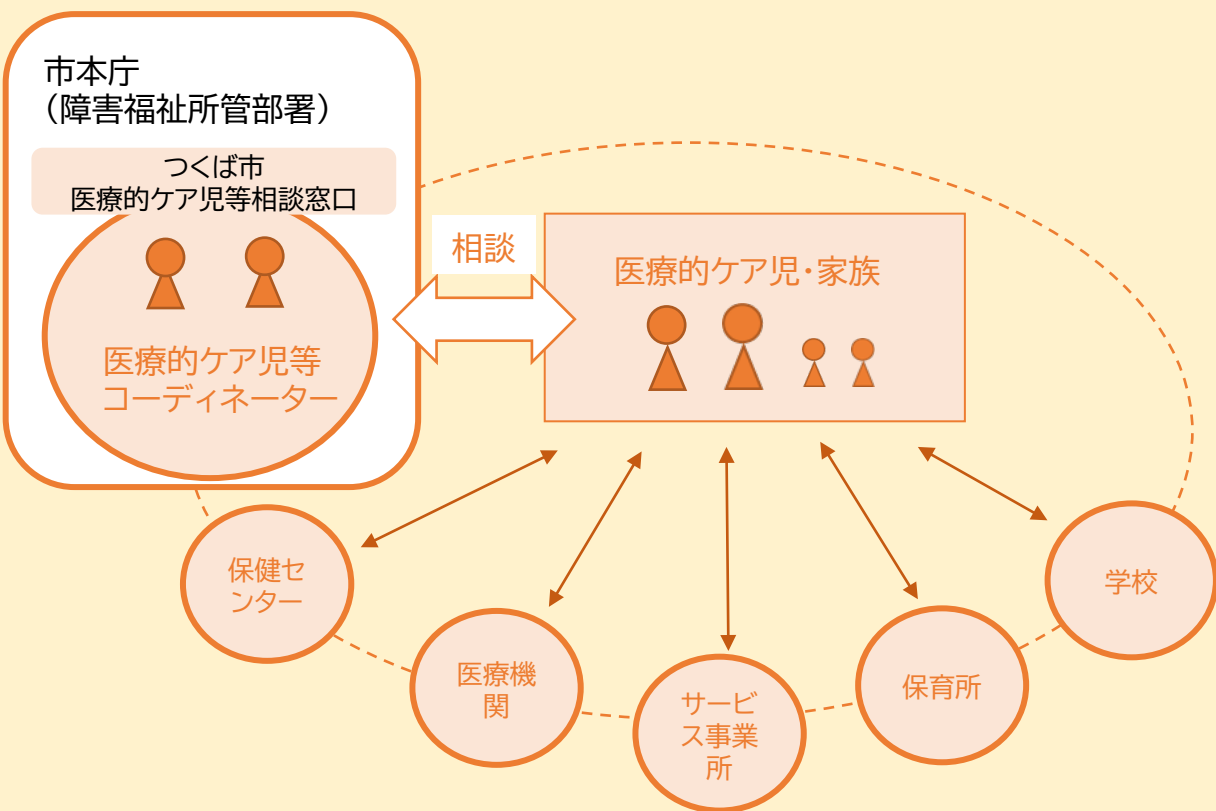
特徴

- 市本庁に「つくば市医療的ケア児等相談窓口」を開設
- 医療的ケア児等コーディネーターを2名配置
- 従来は保育や教育など相談内容に応じて分散していた相談窓口を一本化
- 災害時に備えた医療的ケア用品の保管にも対応するなど災害対策支援にも注力

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約24万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約5万人
医療的ケア児数（令和元年9月時点）	約40人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	2人

体制



概要

つくば市医療的ケア児等相談窓口

活動開始年度	令和3年度
組織・機関の運営主体	市
活動拠点	1か所 (市本庁の障害福祉所管部署内)
活動人数	医療的ケア児等コーディネーター2名
支援件数	約5件 (令和3年3月から令和3年10月までの実績)
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ 関係機関等との連携 ・ 災害対策 等
組織・機関の特徴	医療的ケア児等コーディネーターとして保健師とリハビリ専門職の2名を配置

茨城県つくば市：市本庁にコーディネーターを配置してワンストップ窓口を開設。災害対策にも注力

主な活動

■相談対応

- ・ 医療的ケア児・家族および支援者からの相談に対応
- ・ 児の年齢や相談内容によらずワンストップで対応
- ・ 窓口への来訪や電話によって受け付けている
- ・ 必要に応じて自宅や支援先への訪問での相談に対応

■関係機関等との連携

- ・ 保健センター等関係機関との日ごろからの情報共有
- ・ 市内の関係部署で行われる医療的ケア児関連の会議への出席
- ・ 「協議の場」に出席し、情報共有や施策検討を実施 等

■災害対策

- ・ 医療的ケア児・その家族向けの自助を支援する「ツール」の作成・配布
 - 災害時対応ガイドブック・・・平時からの対策として必要な準備等を解説
 - 災害時対応ノート・・・事前に災害時に対応すべき項目を記入できるノート(医療的ケアの内容や緊急連絡先等)
- ・ 災害時に備えた医療的ケア用品の預かり
 - 医療的ケア用品約1日分程度を市本庁にて預かり、災害時には可能な限り市内避難所等へ届ける取組(つくば市災害時医療的ケア用品保管事業)

災害対策の取組について

- ✓ 相談窓口の開設に合わせてツールを作成
- ✓ 作成過程では危機管理部門とも連携し、医師や訪問看護師といった支援者にも意見を求めた。また、当事者にも目を通してもらい、記入の負担が大きすぎないか等も確認
- ✓ 市内の基幹相談支援センターには、医ケア児家族によるツールの活用を支援してほしい旨依頼

活動の成果

※窓口設置から日が浅いため、「期待される成果」を含めて以下のとおり

- 医療的ケア児家族からの相談にワンストップで対応できる窓口を確保
- 支援者に対する対応窓口の明確化・一本化
- 関係機関および庁内関係部署間における情報共有や連携の促進
- 災害対策の重要性の周知(支援者も含めて)

活動に係る課題

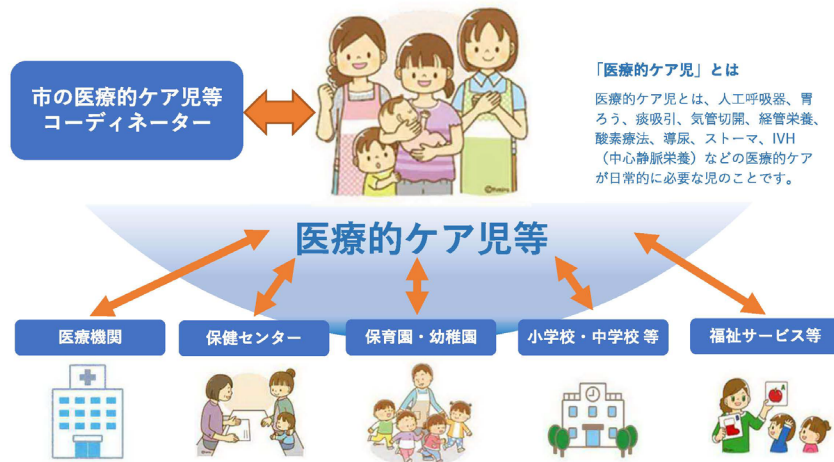
- 相談窓口の活動として期待されていることの明確化
- 市内の関係機関との連携強化
- 他の医療的ケア児等コーディネーターとのネットワーク形成
- 医療的ケアを必要としている児の全数把握

自治体における今後の施策展開方針

- 地域の療育施設の中核的役割を担う、児童発達支援センターを設置することを予定
- 市内の保育部門、教育部門と連携し、医療的ケア児の保育所・幼稚園での受け入れ体制整備を進行中

つくば市医療的ケア児等相談窓口 ご案内

つくば市では「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しています。ご自宅で何らかの医療的ケアを行っているお子様とご家族が、生活する上で必要な各種サービスの紹介やご相談に応じています。



就園・就学などライフステージの変化の際に、必要な支援をスムーズに受けられるようなお手伝いや、災害に備えた医療的ケア用品の保管、「医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート」作成のサポートもいたします。相談等をご希望の方は、下記連絡先へお問い合わせください。

つくば市災害時医療的ケア用品保管事業

医療的ケアを日常的に必要としている方を対象に、医療的ケア用品約1日分程度を市役所にてお預かりし、可能な限り、災害時に可能な限り市内避難所等までお届けする事業です。

医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート

災害時の備えとして、普段必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくものです。

災害時対応ガイドブック

災害時に「自助」の力を発揮するためのヒントを掲載しています。災害時対応ノート作成のご参考にしてください



記入の仕方など分からないことがありましたらご相談ください



北海道札幌市：多職種からなる支援チームが医ケア児受入れについて事業所等へ専門的な助言を提供

特徴

- 医療的ケア児を受け入れている事業所等に対して助言・指導を実施（札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務）
- 医師だけでなく看護師や相談支援専門員等が相談内容に応じて多職種で対応
- 1回の相談に対して複数回現場を訪問するなど手厚いサポートを提供

自治体の概況

総人口（令和3年4月1日時点）	約196万人
18歳未満人口（令和3年4月1日時点）	約26万人
医療的ケア児数（令和2年9月時点）	約300人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	0人

体制

事業を受託する医療法人 多職種からなる支援チーム



依頼に応じてサポートを提供



概要

札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務

活動開始年度	令和2年度
組織・機関の運営主体	医療法人 稲生会
活動拠点	1か所
活動人数	相談内容に応じて複数名のチームで対応
1年あたりの支援件数	72件
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児を受け入れる事業所等へのサポート ・ 新たに受け入れようとする事業所等へのサポート ・ 新たに医療的ケア児を受け入れる事業所受け入れた事業所等のフォローアップ 等
組織・機関の特徴	相談内容に応じて医師や看護師、相談支援専門員等がチームを組んで対応

北海道札幌市：多職種からなる支援チームが医ケア児受入れについて事業所等へ専門的な助言を提供

主な活動

※障害福祉サービス事業所、学校、保育所等

■医療的ケア児を受け入れる事業所等(※)へのサポート

- 多職種(医師、歯科医師、看護師、PT、OT、ST、社会福祉士等)からなる支援チームによる医療的ケアや医療機器、疾患等に関する助言や情報提供
- 医療的ケア児のケアや遊び、抱っこの仕方、姿勢保持等に係る技術的な指導や助言
- 医療的ケア児の主治医との連絡調整、医師指示書等に対する助言
- 救急蘇生法勉強会や人工呼吸器その他医療機器に関する研修会等のオンデマンド開催
- 医療的ケア児の通う普通小学校、特別支援学校への定期巡回指導 等

■医療的ケア児を新たに受け入れようとする事業所等へのサポート

- 事業所の環境整備や職員配置、感染対策など体制整備に向けた助言
- 医療的ケアに係る技術的な指導
- 医療的ケア児の主治医や訪問看護ステーション等との連携に向けた支援
- 医療型特定短期入所事業所での見学/研修受け入れ
- 普通小学校へ入学を希望する医療的ケア児の入学前支援者会議への参加 等

■医療的ケア児を新たに受け入れた事業所等のフォローアップ

- 医療的ケア児の受け入れ状況の確認
- 継続的な受け入れ実施に向けた助言/相談対応 等

■その他

- 医療的ケア児家族から相談があった場合にも対応(自宅への訪問相談含む)
- 市内各区担当者(母子保健担当保健師等)からの相談にも対応
- 特別支援学校における医療的ケア児受入体制構築に関する教育委員会の会議に参加
- 特別支援学校における医療的ケア実施ガイドライン策定への助言 等

活動の成果

- 医療/保育/福祉/教育等の支援者に対する領域横断的支援体制を確保
- 地域で医療的ケア児を受け入れていく環境整備に貢献
- 専門性の問われる事例についても対応が充実
- 行政における支援体制整備への専門的助言
- 医療的ケア児家族に対する自宅訪問も含めた直接相談体制の確立 等

活動に係る課題

- 関係機関との連携強化
(個別の相談対応を通じた連携だけでなく、日頃から連絡を取り合う関係性作りの構築等)
- 医療的ケア児の受け入れが進まない領域への関与
- 他の支援策との協働・連携・役割分担

自治体における今後の施策展開方針

- 医療的ケア児支援検討会の議論等を通じて、より一層の支援体制の確立を目指す。